REPORT

Yamanashi Shinkin Bank ディスクロージャー誌







当金庫の概要 (平成30年3月31日現在)

| | 17" | | | | |
|------------|-----|---|-------------------|--|--|
| 創 立 | | | 大正15年11月16日 | | |
| 本 | | 店 | 山梨県甲府市中央一丁目12番36号 | | |
| 常勤役職員 427名 | | | 427名 | | |
| 店 | 舗 | 数 | 33 店舗 | | |
| 会 | 員 | 数 | 66,730人 | | |
| 出 | 資 | 金 | 10,345 百万円 | | |
| 預 | | 金 | 424,392 百万円 | | |
| 貸 | 出 | 金 | 174,074 百万円 | | |
| | | | | | |

CONTENTS

- 1 ごあいさつ
- 2 事業の概況
- 4 山梨信用金庫と地域社会 地域経済活性化への取組みについて(平成30年3月31日現在)
- 6 中小企業の経営の改善及び地域活性化のための 取組み
- 8 金融円滑化に向けた取組み 「経営者保証に関するガイドライン」への取組み
- 9 社会貢献に関する取組み
- 10 総代会制度
- 12 組織図 (平成30年6月30日現在)役員一覧 (平成30年6月30日現在)
- 13 山梨信用金庫の沿革 金庫の主要な事業の内容
- 14 リスク管理体制
- 16 コンプライアンス (法令等遵守) 体制 金融 A D R 制度への対応 反社会的勢力に対する基本方針
- 17 内部管理基本方針 顧客保護等管理態勢
- 18 営業のご案内
- 21 お勧め商品等のご紹介
- 22 店舗・ATMコーナーのご案内
- 23 各種手数料一覧表
- 24 資料編

本誌は信用金庫法第89条(銀行法第21条準用)に基づいて 作成したディスクロージャー資料です。

●本誌に記載の金額は単位未満を切り捨てて表示しています。

跳躍 ~高みを目指して

お客様の笑顔のために、自らの力を余すことなく注ぎます。

理事長指針

協心協働

全役職員が心をひとつに目指す姿に向かって高い 志と熱い思いをもち、健康で地域ありきの行動に 徹し「地域経済活性化」に寄与する

経営理念

- 一、地域を結ぶかけ橋となり、地域社会の繁栄に貢献します。
- 一、幅広い視野と変革意識を持ち、 最良の金融サービスを提供します。
- 一、経営基盤を強化し、 健全で安定した経営に努めます。
- 一、職員相互に高めあい、やりがいと 成長を実感できる職場を創ります。

基本方針





ごあいさつ

盛夏の候、会員の皆様には益々で清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃のご支援ご愛顧に厚く御礼申し上げますとともに、第94期(平成29年度)の事業の概要および決算状況を取りまとめましたのでご報告申し上げます。

さて、我が国を取り巻く経済環境は、おおむね堅調な経済成長が続いている中、米国等をはじめとする保護主義の台頭による貿易摩擦や、中東、朝鮮半島等の地政学リスクは依然としてくすぶりを見せており、不透明感が増しております。一方、国内に目を向けると、景気回復基調は戦後二番目の長さとなるなど、大手企業を中心に業績の改善が進んでおり、一部では明るい兆しが見えております。

金融政策面においては、引き続き日本銀行が「マイナス金利付き量的・質的金融緩和策」を継続していることにより、債券市場においては低金利の状況が長期化しており、取引も低調となっております。

一方、当金庫営業エリアの経済情勢に目を向けますと、景気回復の実感がわかないという声も多い中、9年後のリニア中央新幹線の開通に向けた工事の進展に加え、中部横断自動車道の延長等、インフラ整備による地域の発展に期待が高まってきております。また、相模原市周辺地域では、リニア中央新幹線新駅の開業に向けた開発も具体化しており、一部ではゆるやかな回復基調を見せてきております。

こうした中、当金庫では2026年に迎える100周年に向けた将来像を取りまとめた計画大綱「やましんビジョン100」の達成のために策定した中期経営計画の初年度として、「イノベーション〜選択と集中」を継続したテーマとして取り組んでまいりました。

業務面では、全員営業体制による営業推進強化を図るとともに、新規お取引先事業所の資金需要の掘り起こしや新規お取引先の開拓に取り組んだほか、経営改善支援・事業再生等のコンサルティングの強化を図っ

てまいりました。また、取扱い5年目となる「やましん職域パートナー制度」においては、前年度比545先増加の4,438先の事業所に提携をいただき、多くの役員や従業員の皆様に優遇商品等特典をご利用いただくとともに、経営者の皆様の持つ様々なニーズについての相談等を通して、お取引先企業との一層の関係強化に努めてまいりました。

こうした取組の結果、おかげさまをもちまして、預金残高は前期末比29億円増加の4,243億円、貸出金は27億円の増加の1,740億円となりました。収益面では、本業の収益力を示すコア業務純益は8億円、当期純利益13億円と前年度を上回る実績を上げることができました。また、経営の健全性を示す自己資本比率につきましては、11.02%となり、健全性の目安とされる4%を大きく上回る水準となりました。これもひとえにお客様各位の常日頃からのご支援ご協力の賜物と感謝いたしております。

今年度は、昨年度までのテーマ「イノベーション〜選択と集中」の改革精神をさらに発展させるとともに、信用金庫の基本理念である相互扶助の精神を原点に、地域とともに豊かな未来を築いていく使命を果たすために、「跳躍〜高みを目指して」をテーマとして、地域社会とともに力強く生き抜いていく覚悟を持ち、豊かな情報発信、頼りにされるコンサルティング業務、魅力ある商品企画、利便性の高いシステムの構築に取組み、お客様の笑顔のために今何をすべきか何ができるかを常に自ら考え、役職員一同力を合わせて専心努力してまいりますので、皆様には当金庫へのご理解を一層深めていただき、尚一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年7月

理事長五味節夫

事業の概況

預金積金・貸出金の状況

預金積金残高は、前年度比29億円増加し、4,243億円となりました。貸出金残高は、新規事業先への取組みや個人ローンの推進、地域の中小企業に対する円滑な資金供給への対応に積極的に取り組んだ結果、同27億円増加の1,740億円となりました。

預金積金・貸出金残高の推移



損益の状況

経常収益は、マイナス金利政策等を背景として市場金利が低位で推移したことから、貸出金利息や余資運用収益が減少し、前年度比27百万円減少の6,218百万円となりました。一方で、経常費用は、経費の節減や貸出償却費用の減少等から同233百万円減少の4,658百万円となりました。

この結果、経常利益は、同206百万円増加の 1,560百万円、当期純利益は、同99百万円増加の 1,393百万円となりました。

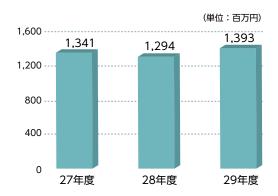
損益の内訳

(単位:百万円)

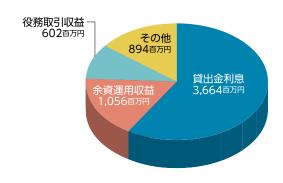
| | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 |
|--------------|--------------|-------|--------------|
| 経常収益 | 6,708 | 6,245 | 6,218 |
| うち貸出金利息 | 3,977 | 3,782 | 3,664 |
| うち余資運用収益 | 1,688 | 1,320 | 1,056 |
| うち役務取引収益 | 627 | 625 | 602 |
| 経常費用 | 5,217 | 4,892 | 4,658 |
| うち預金利息等 | 125 | 109 | 88 |
| うち役務取引費用 | 385 | 395 | 406 |
| うち経費 | 4,148 | 4,180 | 4,018 |
| うち貸出金償却・引当費用 | 480 | 142 | 71 |
| 経常利益 | 1,491 | 1,353 | 1,560 |
| 特別損益・税金等 | ▲ 150 | ▲ 59 | ▲ 166 |
| 当期純利益 | 1,341 | 1,294 | 1,393 |

(注) 余資運用収益:預け金利息、有価証券利息配当金、国債等債券売却益、国債等債券償還益、株式等売却益の合計額

当期純利益の推移



経常収益の内訳



(注) 図表中の金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。以下の各図表における金額についても同様です。

自己資本比率の状況

「自己資本比率」は、金融機関の健全性・安全性を表す重要な指標のひとつです。当金庫の平成29年度末における 自己資本比率は、リスクアセットが36億円増加する中、自己資本を10億円積み増したことにより、前年度比0.46ポイン ト上昇し、11.02%となりました。

自己資本比率(A)÷(B)

※詳細については39ページをご参照ください。

自己資本比率の推移



自己資本・リスクアセットの推移

| | (十位・ロババ 707 | | |
|------------|-------------|---------|---------|
| | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 |
| 自己資本額(A) | 14,568 | 15,547 | 16,632 |
| リスクアセット(B) | 140,421 | 147,221 | 150,840 |

10.56

10.37

金融再生法上の不良債権の状況

金融再生法上の不良債権額は、前年度比11億円減少の166億円となりました。その結果、不良債権比率については、 同0.81ポイント低下し、9.45%となりました。

また、これらに対する担保・保証ならびに貸倒引当金による保全率は81.18%と8割以上保全されております。

不良債権額の保全・未保全額の推移



(注) 保全額:担保・保証による保全額及び貸倒引当金の合計額

債権区分の内訳と推移

(単位:億円、%)

(単位:百万円 %)

11.02

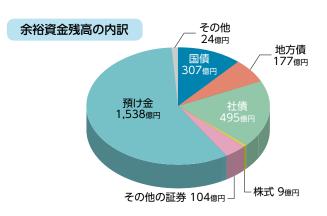
| | | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 |
|---|--------------|-------|-------|-------|
| | 破産更生債権 | 95 | 85 | 75 |
| | 危険債権 | 88 | 86 | 85 |
| | 要管理債権 | 7 | 5 | 4 |
| 不 | 良債権合計 (A) | 190 | 177 | 166 |
| 正 | 常債権 | 1,529 | 1,553 | 1,589 |
| 開 | 示債権合計 (B) | 1,720 | 1,731 | 1,756 |
| 不 | 良債権比率(A)÷(B) | 11.10 | 10.26 | 9.45 |
| 保 | 全額 (C) | 158 | 148 | 134 |
| 保 | 全率 (C) ÷ (A) | 83.25 | 83.26 | 81.18 |

(注) 保全額:担保・保証による保全額および貸倒引当金の合計額

余裕資金の状況

貸出金以外の余裕資金は、有価証券、預け金を 対象に運用しています。有価証券投資は国債等の 公共債を中心としており、預け金はそのほとんど が業界の中央機関である信金中央金庫に対する ものです。

安全性や各種リスクに配慮した慎重な運用を 行っています。



山梨信用金庫と地域社会 地域経済活性化への取組みについて

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

地域貢献活動の考え方

当金庫は、山梨県全域、神奈川県相模原市、東京都八王子市・町田市を事業区域として、地域の中小事業者や住民の皆様が会員となって、互いに助け合い、共に発展していくことを共通の理念として運営されている金融機関です。

地域のお客様からお預かりした大切な資金と情報を、これらを必要とする地域のお客様に還流し、事業や生活の繁栄をお手伝いするとともに、地域社会の一員として地元の中小事業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めています。

お客様/会員 会員数 66,730_名 普通出資金残高 40億円

地 域 活性化

貸出金・経営<mark>課題</mark>解決に向けた ご支援・情報提供 預金積金・出資金・情報収集

山梨信用金庫 常勤役職員数 427名 店舗数 33店舗

決算の概況

業務純益 845百万円 経常利益 1,560百万円 当期純利益 1,393百万円 自己資本比率 11.02%



新倉山浅間公園



相模湖

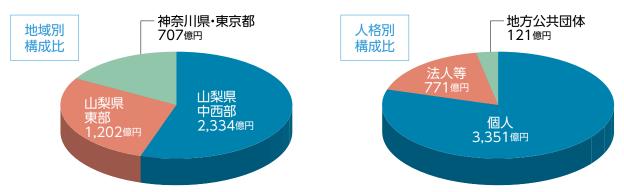


預金積金に関する事項

預金積金残高 4,243億円

預金積金につきましては、個人のお客様から3,351億円、法人等から771億円、地方公共団体から121億円 を預入いただいております。

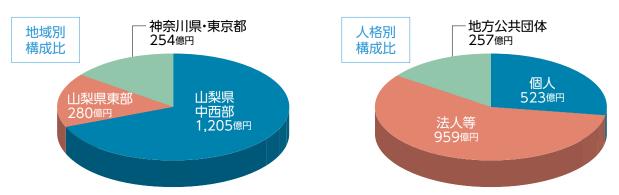
これからも、新商品やサービスの充実を通じて、地域の皆様の資産形成に貢献できるよう努めてまいります。



貸出金に関する事項

貸出金残高 1,740億円 預金積金に対する貸出金の割合 41.01%

地域のお客様からお預かりした資金を、地域社会の発展に広く活用いただくため、特定の業種に偏ることなく、小口多数を基本とした融資推進に努めています。事業者のお客様には、運転資金として670億円、設備資金として289億円をご融資しています。また、個人のお客様には、住宅ローン、消費者ローン合わせて523億円のご利用をいただいております。



地域密着型金融の主な取組み

当金庫は、創立以来91年にわたり、中小企業金融の円滑化、地域経済の活性化に積極的に取り組んでまいりました。

今後とも、「地域密着型金融」における諸施策を継続・深化させることにより、地域金融機関としての使命を果たしてまいります。

社会貢献に関する取組み

スポーツ振興・社会貢献活動等を積極的に展開してまいりました。

また、経営者会や年金友の会等のお客様参加型の組織を運営し、お客様同士のネットワークの充実・構築の場をご提供いたしております。



中小企業の経営の改善及び地域活性化のための取組み

中小企業の経営支援・地域活性化に関する態勢

1. 中小企業の経営支援

当金庫は、「第1号経営革新機関」として認定を受け、お取引先事業所に対し、実効性ある相談、助言および指導等の支援を実施しております。

また、中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業等の当金庫外の専門家派遣事業を活用し、創業、 新規事業の立ち上げおよび経営課題の解決等を検討されているお客様からの相談に、的確に応えられる態 勢を整えております。

2. 地域活性化

営業地区内の地方公共団体が取組む地方創生に効果的に貢献していくため、「地方創生推進委員会」を運営するとともに、営業店長を「地方創生サポーター」に任命し、地方公共団体への定期訪問、各種会議等への参加を通じて地域活性化に向けた取組みに努めております。

3. 円滑な地域金融への貢献

こうした取組みに加え、地域の皆さまのニーズにあった情報や各種金融サービスを提供し、地域密着型金融の推進に取り組んでおります。

外部機関との連携

| 山梨県中小企業再生支援協議会 地域経済活性化支援機構(REVIC) | お取引先事業所の再生に向けた取組みを支援いたします。 |
|--------------------------------------|---|
| 中小企業・小規模事業者ビジネス 創造等支援事業(ミラサポ)の活用 | 中小企業者や事業者の抱える経営課題や相談ニーズにきめ細かく対応いたします。 |
| TKC西東京山梨会 税理士会 | 経営改善に向けた経営改善計画の策定を支援いたします。 |
| 信金キャピタル(株) | 企業買収による業容拡大を求めるお取引先事業所や、後継者が不在等の理由 により企業の売却等を検討されているお取引先事業所を支援いたします。 |

具体的取組内容と実績 (平成29年4月から平成30年3月)

販路拡大支援

県外の信用金庫が主催するビジネスマッチング等に当金庫のお客様に参加いただき、販路拡大につながる商機の獲得に向けた機会をご提供いたしました。

| 他県信用金庫主催商談会 | 出展企業13社 |
|------------------------|---------|
| 山梨県信用金庫協会第10回しんきん個別商談会 | 出展企業5社 |
| アマゾンジャパン連携のビジネスマッチング | 参加企業5社 |

創業・新規事業支援

山梨県および神奈川県の制度融資等の活用: 17件 98百万円

成長分野*への支援

「やましん地域活性化ファンド」の活用: 9件 156百万円

※医療・介護・健康関連事業・高齢者向け事業・環境エネルギー事業等対象

経営改善支援の実施

外部専門機関との連携強化により経営課題の解決に向けたご支援を実施しております。

| 経営サポート会議の活用 | 9件 | |
|--------------------------|-----|--|
| 中小企業小規模事業者ビジネス創造等支援事業の活用 | 6件 | |
| 経営改善支援センター事業の活用 | | |
| 専門家派遣の活用 | | |
| 信用保証協会専門家派遣サポート事業の活用 | 10件 | |

平成29年度経営改善支援の取組み実績

| | | 期初債務者数 | うち経営改 善支援取組 先数 | 区分がランク | 区分が変化し | 再生計画を策定した先数 | 経営改善 支援取組率 | ランク アップ率 | 再生計画 策定率 |
|------|-----------|--------|----------------------|--------|--------|-------------|---------------|-------------|-------------|
| | | А | В | С | D | Е | B/A | C/B | E/B |
| 要注 | うちその他要注意先 | 346 | 66 | 5 | 58 | 53 | 19.0% | 7.5% | 80.3% |
| 要注意先 | うち要管理先 | 9 | 1 | 1 | 0 | 1 | _ | _ | _ |
| | 破綻懸念先 | 54 | 13 | 0 | 13 | 11 | 20.4% | 0.0% | 84.6% |
| | 合 計 | 409 | 80 | 6 | 71 | 65 | 19.5% | 7.5% | 81.2% |

| | 経営改善支援取組先 | ランクアップ先数 | ランクアップ率 |
|----------|-----------|----------|---------|
| 平成 27 年度 | 88 先 | 8 先 | 9.0% |
| 平成 28 年度 | 79 先 | 4 先 | 5.0% |
| 平成 29 年度 | 80 先 | 6 先 | 7.5% |

[※]ランクアップ先数については、期中に完済した先を除いております。

事業承継支援

後継者が不在等の理由により事業承継を検討しているお取引先企 業に対し、中小企業支援機関等と連携して情報提供や助言を実施す るほか、信金キャピタル㈱等と連携し、M&Aの相談・支援を実施し ております。

地域やお客様に対する情報発信

・「やましん景況レポート」の発行

当金庫のお取引先企業120社を対象にアンケートを実施し、その調 査結果を分析したレポートを四半期毎に発行しています。また、回号 ごとに特別調査を実施しており、その時々の話題を提供しております。

| 平成29年 4月号 | 人手不足下における中小企業の人材活用策について |
|-----------|-------------------------|
| 平成29年 7月号 | 中小企業の3~5年後の事業の見通しについて |
| 平成29年10月号 | 中小企業経営と地域との関わりについて |
| 平成30年 1月号 | 2018 年 (平成30 年) の経営見通し |

ホームページの活用

スマートフォンにも対応したホームページにつきましては、インター ネットバンキングをお気軽に利用いただけます。今後も、より活用い ただきやすいデザイン・情報発信に努め、新着情報やキャンペーン商 品等を随時発信してまいります。

M&A (株式譲渡方式)の成功事例 山梨信用金庫 ②連携·情報交換 他県A信用金庫 外部専門機関 買取希望A信用金庫

- 株主と社長が代わるだけで、譲渡企業 (事業・従業員等)
- 株主と社長が100つにけど、譲渡止来(事業・従来員等) はそのまま存続します。 当金庫がお手伝いするのは、売手と買手が対等な立場で 条件交渉を行い、関係者全員が、「やってよかった」と思え るような 「友好的M&A」です。

スマートフォン・タブレットの







地方創生に対する取組み

地方公共団体等と各種協定を締結するとともに、全営業店長を「地方創生サポーター」に任命し、地域活性化に向けて取り組んでおります。また、神奈川県内の営業店長を「やまなし移住アドバイザー」に任命し地域の定住人口の確保に貢献すべく努めております。

1. 地方創生事業に係る各種会議への参加・講師の派遣

・山梨県 「山梨県起業立地推進委員制度」へ協力

「地方創生に係る意見交換会」へ参加

・甲府市 「創業支援事業担当者会議」へ参加・北杜市 「創業支援事業担当者会議」へ参加

・その他 [峡東地域ワインリゾート推進・金融カンファレンス] へ参加

金融円滑化に向けた取組み

取組方針

お客様からの資金需要やご返済条件の変更等のお申込みやご相談があった場合には、お客様の抱えている課題等を十分に把握したうえで、その解決に向け真摯に取り組んでまいります。

また、複数の金融機関から借入を行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合などには、守 秘義務等に留意し、お客様の同意のもとで他の金融機関や信用保証協会等と情報の確認・照会を行うなど、緊密 に連携しながらお客様の資金繰りや課題解決に取り組んでまいります。

条件変更等の実績(平成30年3月31日現在)

(単位:件、百万円)

| | 中小公 | E業者 | 住宅ローン | | |
|---------|-------|---------|-------|-------|--|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | |
| 相 談 受 付 | 5,495 | 131,002 | 492 | 5,083 | |
| 実 行 済 | 5,280 | 127,561 | 413 | 4,372 | |
| 謝絶 | 114 | 2,220 | 53 | 458 | |
| 取下げ | 88 | 997 | 26 | 252 | |
| 審査中 | 13 | 223 | 0 | 0 | |

「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しております。また、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。

平成29年度実績

| 新規に無保証で融資した件数 | 22件 |
|---|-------|
| 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合 | 0.33% |
| 保証契約を解除した件数 | 15 件 |
| 経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る) | 0件 |



社会貢献に関する取組み

地域社会の一員として、スポーツの振興、ボランティア活動、サークル活動、地域貢献活動を下記のとおり実施いたしました。

スポーツの振興

- ・郡内親善ママさんバレーボール大会の開催 (10月) 39チーム437名参加
- ・山梨信用金庫杯争奪卓球大会の開催 (3月) 小・中学生709名参加

第38回郡内親善ママさん バレーボール大会



第25回山梨信用金庫杯 争奪卓球大会



ボランティア活動

- ・全店で店舗周辺の清掃活動を実施
- ・電話詐欺被害防止に関するチラシ配布 (6月15日信用金庫の日) 役職員449名参加
- ・献血活動の実施 役職員16名実施 (3月) 役職員46名実施 (6月)
- ・全役職員による『愛の募金活動』の実施(6月)
- ・全役職員による『緑の募金活動』の実施 (6月)

「信用金庫の日」 店舗周辺の清掃活動



電話詐欺被害防止に関する チラシ配布



サークル活動

- ・山寿会 (年金友の会) 総会および秋元順子歌謡ショーの開催 (9月) 会員2,914名参加
- ・全店統一親睦旅行 「井伊直虎ゆかりの地・遠州路と 三河湾国定公園2日間周遊の旅」(11月) 会員536名参加
- ・経営者会新春合同講演会の開催 (2月) 講師 岩井 雅之 氏 「組織づくりとリーダーシップ ~さらなる進化を目指して~」 329名参加 各経営者会においても講演会を開催しております。

第31回山寿会総会の開催



山寿会全店統一旅行



経営者会新春合同講演会の開催





甲府大好きまつりへの参加





地域貢献活動

・甲府市主催 「甲府大好きまつり」 への参加 (10月) 職員32名参加

総代会制度

当金庫では、会員の皆様のご意見を反映し、開かれた総代会の確立に努めており、更にご理解を深めていただきたく、ご案内いたします。

信用金庫は、お客様である「会員相互による自治」を基本に、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神により、経済的・文化的・社会的価値を重視し、地域とともに歩む協同組織金融機関であります。

このように社会志向性が極めて高い信用金庫では、出資をいただいて おります会員が一人一票の平等な議決権を持ち、会員の皆様の多様なご 意見を反映できるよう民主的な運営形態となっておりますが、当金庫は 会員数がたいへん多く、総会の開催は現実的に困難であります。

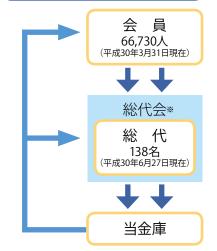
そこで、当金庫では総会に代えて、会員の代表者による総代会制度を 採用しております。総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の 経営に反映する重要な役割を担っております。

総代会では、決算その他、経営の重要事項を決議する最高意思決定機関となっており、総会と同様に会員一人ひとりのご意見が反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域毎に総代候補者を選任する総代選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されております。

また、当金庫では総代会のみに捉われず、日頃より営業活動等を通じて、総代および会員の皆様とのコミュニケーションを更に深め、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望がございましたら、お近くの営業店までお寄せください。

会員と総代、当金庫の関係



※総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映させるための開かれた制度です。

会員数の推移 70,000 (人) 67,953人 67,419人 66,730人 0 27年度 28年度 29年度

総代とその選任方法について (平成30年6月27日現在)

①選任区域

総代選任のため、当金庫の営業地区を7区の選任区域に分け、区域ごとに総代を選出しております。

②仟期と定数

総代の任期は3年です。当金庫の総代の定数は120人以上150人以内で、改選の都度、会員数に応じて選任区域ごとに定めております。なお、総代数は138名です。

③選考基準

総代選考のための基準は次のとおりです。

- ・総代としてふさわしい見識を有している方。
- ・人格に優れ、金庫の理念・使命を十分理解している方。
- ・就任時の年齢が満75歳未満の方。但し任期中75歳を迎えたときは、その任期までとする。
- ・その他総代選考委員が適格と認めた方。

総代の属性別構成比

| 職業別 | 法人代表者 71%、法人役員 7%、個人事業主 16%、その他 6% |
|-------|---|
| 年 代 別 | 70代 44%、60代 28%、50代 18%、40代 8% |
| 業種別 | 製造業 19%、建設業 22%、卸・小売業 23%、サービス業 12%、 不動産業 4%、その他 20% |

[※]上記割合については単位未満を切り捨てて表示しています。

総代が選任されるまでの手続きについて

地区を7区の選任区域に分け、各選任区域ごとに総代の定数を定める ①総代候補者選考委員の選任 総代会の決議により選任区域ごとに会員のうちから総代選考委員を委嘱 総代選考委員の氏名を店頭に掲示 ②総代候補者の選考 総代選考委員が総代候補者を選考 理事長に報告 総代候補者の氏名を2週間店頭に掲示(ホームページに公告) ③総代の選任 公告後2週間経過 会員から異議がない場合、または選任区域の会員数の 1/3に達しない会員から異議申出があった総代候補者 異議申出された総代候補者が選任区域の総代の定数の1/2以上の場合 関議申出された総代候補者が選任区域の総代の定数の1/2未満の場合 A、Bのいずれか選択 ▲ 他の候補者を選考 ▶ 欠員(改めて選考を行わない) 上記②の手続きをとる 理事長は総代候補者を総代に委嘱 総代の氏名を1週間店頭に開示

第94期(平成29年度)通常総代会決議事項等について

平成30年6月27日、第94期 (平成29年度) 通常総代会を開催し、業務報告、貸借対照表および損益計算書の件について報告するとともに、下記の件を決議しました。

決議事項

第1号議案 第94期 (平成29年度)

剰余金処分(案)承認

の件

第2号議案 優先出資の一部買入

消却の件

第3号議案 定款一部変更の件

第4号議案 会員の法定脱退に関

する件

第5号議案 総代候補者選考委員

選任の件

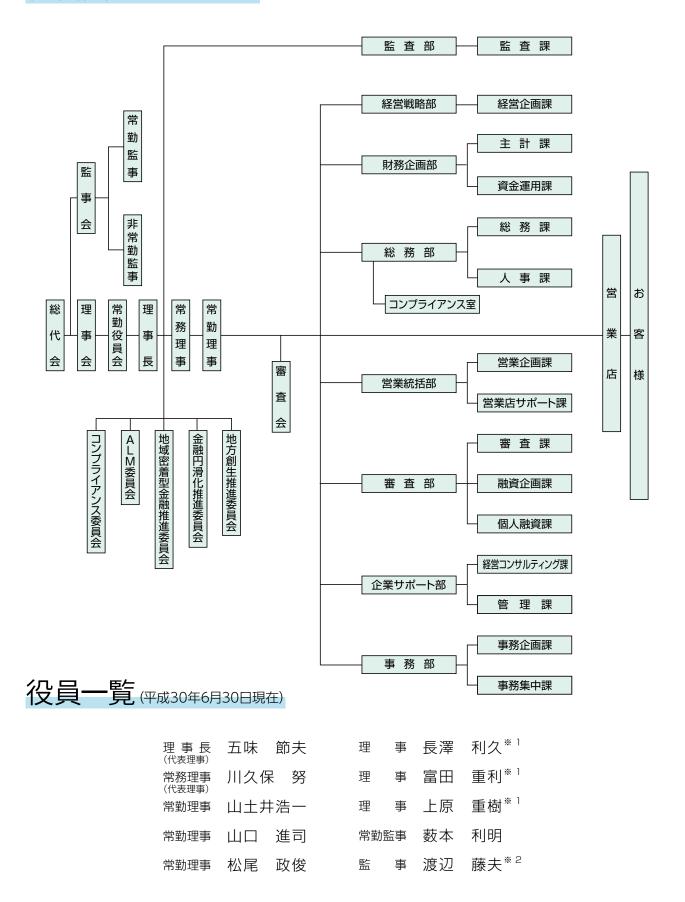
第6号議案 理事選任の件

各選任区域総代名 平成30年6月27日現在

(順不同・敬称略) 総代総数 138 名

| 区域 | 氏 名 | 区域 | 氏 名 | 区域 | 氏 名 | 区域 | 氏 名 | 区域 | 氏 名 |
|------|---------|------|---------|-----|---------|-------|--------------|---------------------|---------------|
| | 生野 昭 ⑥ | | 山口 憲彦 ⑥ | | 秋山 広幸 ③ | | 菅谷筆太郎 ④ | | 新井 捷治 ⑥ |
| | 早野 潔 ⑥ | | 黒澤 新吾 ④ | | 宮本 繁② | 東部区 | 井上 博之 ② | | 塚本 榮治 ② |
| | 羽中田 譲 ⑥ | | 梶原 直洋 ① | | 青木 勝光 ⑥ | 뿐 | 谷内 正義 ② | | 永井 宏文 ① |
| | 内藤 民部 ⑥ | | 中村己喜雄 ⑥ | | 浅野 正一 ⑤ | | 渡辺 胆男 ① | | 山本 国孝 ⑥ |
| | 中山 洋一 ⑥ | 国 | 末木 恒悠 ⑥ | | 内藤 進 ④ | | 五十嵐忠幸 ⑥ | | 大塚 利之 ① |
| | 鶴田哲嗣郎 ③ | 中南区 | 荻野 英治 ③ | 国 | 丸山 幹雄 ⑥ | | 細谷憲二⑥ | | 久保田 健 ① |
| | 市川 正仁 ③ | | 深沢 洋三 ④ | 中東区 | 土橋 敏 ⑥ | | 渡辺 幸雄 ⑥ | | 唐橋 一男 ⑥ |
| | 上原 重樹 ② | | 小林 義照 ① | 区 | 平山 孝 ② | | 渡辺 孝幸 ⑥ | | 梶原 君夫 ③ |
| | 諸平 寛人 ② | | 野澤幸也① | | 長田 憲明 ⑥ | | 萱沼 宏務 ④ | 且 | 遠藤富士夫 ① |
| | 坂本 信康 ⑤ | | 勝又 英之 ⑤ | | 松山龍文① | | 大森 彦一 ④ | 相 一模 - 原 区 | 佐藤 寅蔵 ⑥ |
| 本 | 長田 浩一 ③ | | 中村 章男 ④ | | 末木 好臣 ⑥ | | 武藤 収二 ③ | 区 | 横山 房男 ⑥ |
| 本店区 | 若月 良澄 ③ | | 横内 孟 ⑥ | | 飯塚 正敏 ④ | | 羽田 誠 ③ | | 金井 修一 ④ |
| | 大沢 正聖 ① | | 水上 忠雄 ④ | | 桜井 俊式 ① | | 三枝 孝規 ② | | 坂本 久 ② |
| | 畠山 晋 ① | | 中込 佳紀 ⑤ | | 落合 忠 ⑥ | 富 | 大森泉① | | 小儀 晃 ④ |
| | 石井 勲② | | 有野 文一 ④ | | 後藤 慶家 ⑥ | 1 = | 太田・敏夫・① | | 安西 博美 ① |
| | 相川 英人 ② | | 新津 尚 ② | | 小俣 孝 ③ | 富士吉田区 | 遠藤 昌利 ⑥ | | 細谷 邦博 ① |
| | 鶴田功り | | 中込 通雄 ① | | 正木 藤仁 ② | | 藤井與三郎 ⑥ | | 佐々木道他 ⑤ |
| | 望月 泰男 ⑥ | | 山本 孝夫 ⑤ | | 鈴木 龍子 ② | | 遠山喜一郎 ③ | | 小山昇太郎 ③ |
| | 飯野 一朗 ⑥ | 国 | 久津間千秋 ④ | | 北川 達夫 ① | | 渡辺 直企 ① | | 長田 丈夫 ③ |
| | 秋山 誠② | 国中西区 | 保坂 直樹 ② | | 三木 範之 ④ | | 梶原 秀博 ⑥ | | |
| | 清水 一郎 ① | 区 | 水上 誠 ⑤ | | 志村 勝之 ④ | | 宮下 英三 ⑥ | | |
| | 清水 光彌 ⑥ | | 萩原 馨 ⑥ | 東部区 | 鈴木 治行 ② | | 櫻井 義明 ③ | | |
| | 清水 良宏 ⑥ | | 柳澤 保 ⑥ | | 西室ますみ ① | | 渡辺 久男 ⑥ | | |
| | 遠藤 孝 ⑥ | | 樋口 三也 ③ | | 秦吉之介⑥ | | 在原 倶根 ④ | | |
| | 古屋 仁司 ⑤ | | 込山 祐規 ③ | | 坂本 丈一 ⑥ | | 小佐野 操 ② | | |
| 围 | 望月 章 ⑤ | | 丹澤 淳人 ⑥ | | 佐藤 学 ⑤ | | 井出 幹夫 ② | | |
| 中 | 石橋 秀樹 ④ | | 渡辺 紘一 ③ | | 波多野裕明 ④ | ※氏名の | D後の数字は、山梨信用: | 金庫総代。 | としての就任回数となります |
| 国中南区 | 五味 晃 ④ | | 齊木 智徳 ② | | 木村 光一 ④ |] | | | |
| | 鈴木 浩文 ③ | | 岩野 秀夫 ⑥ | | 井上 公正 ② | | | | |
| | 土橋 正洋 ② | 国東 | 岡 孝 ⑥ | | 原田 頼久 ① | | | | |
| | 曲淵 勝重 ① | · 区 | 神宮司由則 ④ | | 千野 高嗣 ⑥ | | | | |

組織図(平成30年6月30日現在)



^{※1} 理事 長澤 利久、富田 重利、上原 重樹は信用金庫業界の 「総代会の機能向上策に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。 ※2 監事 渡辺 藤夫は信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

山梨信用金庫の沿革

| 大正 15年 11月 | 産業組合法による「有限責任共立信用組合」とし | 平成 17年 3月 | 法人インターネットバンキングの取扱開始 |
|-------------------------|--|------------------|--|
| 昭和 5年 2月 昭和 8年 3月 | て創立 「有限責任信用組合共立金庫」 に名称変更 「有限責任商工信用組合」 に名称変更、甲府市柳 | 9月 平成 18年 6月 | 須玉支店を統合し、合計39店舗に 国立大学法人山梨大学との包括的業務連携に関 する協定を締結 |
| 昭和 25年 8月 | 町98番地に移転 戦後初の預金旅行実施(長野県蓼科高原) | 8月 | 富士吉田商工会議所との特別融資制度に関する 基本協定等を締結 |
| 昭和26年12月昭和38年10月 | 信用金庫法による「甲府商工信用金庫」に改組 内国為替取引業務取扱開始 | 9月 | 韮崎市商工会との「風林火山ビジネスネット」業 務委託契約を締結 |
| 昭和40年 7月 | 本店事務所を甲府市中央一丁目12番36号に新築 移転 | 平成 19年 3月 | 高木眞壽、理事長に就任 韮崎市商工会との「山梨甲斐もの市場」業務委 |
| 昭和 43年 5月 昭和 49年 11月 | 小野熊平、理事長に就任 日本銀行歳入代理店(本店)業務取扱開始 | 平成 20年 3月 | 託契約を締結 「やましんビジネスネット」を発刊 |
| 12月 | 預金オンライン稼動(信金東京共同事務センター 加盟) | 4月 6月 | 「やましん景況レポート」を発刊 「富士山世界文化遺産登録山梨県特別協賛企 |
| 昭和 53年 2月 昭和 58年 12月 | 両替商業務取扱開始 預金1,000億円達成 | 平成 21年 7月 | 業」の認定を受ける 信金中央金庫との「林業事業体のビジネスモデル |
| 昭和60年 1月 平成 8年 11月 | 外国為替業務取引開始 創立70周年記念行事挙行、救急車7台贈呈 | 11月 | にかかる共同研究」を実施 「山梨県がん検診受診率向上セミナープロジェク |
| 11月 平成 10年 6月 | ポスト3次オンラインシステム移行完了 小野熊平、会長に就任 | 平成 23年 1月 | ト協定」を締結 TKC西東京山梨会と「経営改善計画策定支援 |
| 平成 11年 9月 | 雨宮榮之助、理事長に就任 モバイル・テレホンバンキングの取扱開始 | 6月 | サービス」に関する業務委託契約を締結 五味節夫、理事長に就任 |
| 平成 12年 3月 7月 12月 | デビットカードの取扱開始 外貨宅配サービスの取扱開始 全国の信用金庫のATM利用手数料無料化開始 | 11月 12月 | 白根支店を統合し、合計38店舗に 北支店、御坂支店、上谷支店を統合し、合計35店 舗に |
| 平成 13年 3月 4月 | スポーツ振興くじ当選金払戻業務の取扱開始 損害保険窓口販売開始 | 平成 24年 2月 9月 | 電に 七保支店、西支店を統合し、合計33店舗に 「山梨しんきんトラック担保ローン」を発売 |
| 7月 | メールオーダーサービスによる個人ローンの取扱開始 | 11月 | 第1回「山梨しんきんビジネスマッチング2012」を開催 |
| 10月 平成 14年 3月 | 大月信用金庫との合併を発表 ファクシミリ振込サービス「ペイバイFAX」 開始 | | 「中小企業経営力支援強化法」に基づき、「経営 革新等支援機関」の認定を受ける |
| 7月 | 大月信用金庫と合併し、「山梨信用金庫」 に名称 変更、合計58店舗に | 平成 25年 11月 | 第2回「山梨しんきんビジネスマッチング2013」を 開催 |
| 平成 15年 1月 | 和光泰、理事長に就任 生命保険窓口販売開始 | 平成 26年 4月 11月 | 「職域パートナー制度」 導入 第3回 「山梨しんきんビジネスマッチング2014」 を |
| 4月 10月 | インターネットバンキングをスタート 富士見支店、めじろ台支店、西八王子支店、新田 | 平成 27年 5月 | 開催 山梨県と「定住人口確保に関する連携協定」を |
| 平成 16年 2月 | 支店を統合し、合計54店舗に 佐々木一彦、理事長に就任 | 11月 | 締結 第4回「山梨しんきんビジネスマッチング2015」を |
| 4月 | 中央支店、緑ヶ丘支店、鳥沢支店を統合し、合計51店舗に | 平成 28年 6月 | 開催 創立90周年記念定期「未来」発売 |
| 9月 | 青葉支店、上吉田支店、寿支店、しおつ支店、相 模原支店、忍野支店を統合し、合計45店舗に 個人向け国債の募集取扱開始 | 11月 平成 29年 1月 | 第5回「山梨しんきんビジネスマッチング2016」を開催 「やましんビジョン100」 策定 |
| 平成 16年 10月 | 個人同り 国情の 野末収放用始 平和通支店、飯田支店、宝支店、和戸支店、山中 湖支店を統合し、合計40店舗に | 平成 30年 4月 | マスロルビジョン100 東足 執行役員制度を導入 組織改正を実施「経営戦略部」「財務企画部」 |
| 12月 | (京) (無利息型普通預金) を導入 | | 「企業サポート部」を新設 |

金庫の主要な事業の内容

預金業務

・預金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、 定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等

貸出業務

・貸 付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越

・手形の割引

銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形等の割引

為替業務

• 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等

· 外国為替業務

輸出・輸入及び外国送金その他外国為替に関する各種業務

有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、 株式、その他の証券に投資しております。

附帯業務及びその他の業務

・代理業務

日本銀行歳入代理店業務、地方公共団体の公金取扱業務、株式払金の受入代理業務及び株式配当金、

公社債元利金の支払業務、

株式会社日本政策金融公庫、信金中央金庫等の業務

- ・保護預り及び貸金庫業務
- ・ 債務の保証
- ・公共債の引受
- ・国債等公共債の窓口販売業務
- 長期契約火災保険の募集業務
- ・保険商品の窓口販売(保険業法275条第1項により行う保険募集)
- 両替業務

リスク管理体制

金融の自由化・国際化の進展や金融技術の高度化等により、金融機関のビジネスチャンスは飛躍的に拡大する一方で、金融機関の抱えるリスクは一段と複雑化・多様化しております。

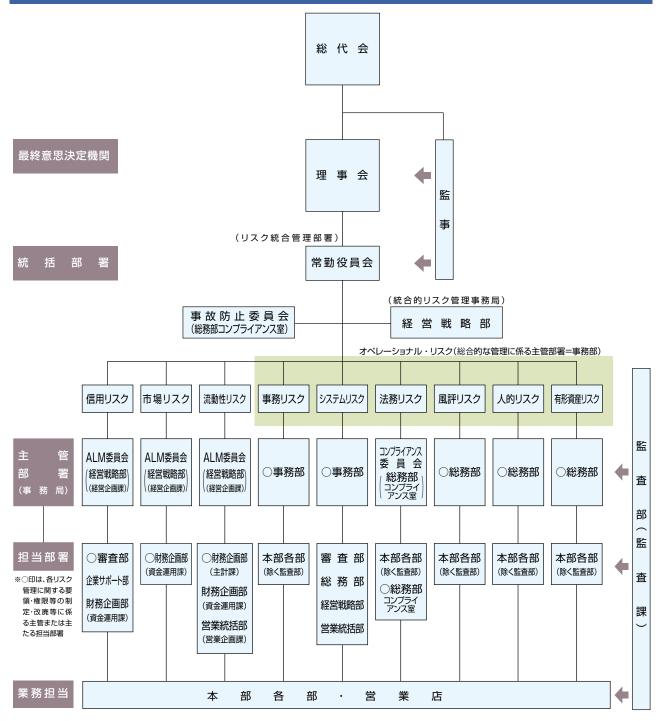
当金庫は、経営の健全性を維持しつつ適正な収益を確保するため、リスク管理を重要課題として位置づけ、リスクの正確な認識、継続的な評価、適切な管理・運営に努めており、直面する各種リスク(信用リスク・市場リスク・オペレーショナルリスク等)を計量化したうえで自己資本に関連付けて制御する「統合的リスク管理」を導入しております。リスク資本及び各種リスク量等については、統括部署で一元的に管理したうえで、毎月の ALM 委員会及び常勤役員会に報告しており、リスク量が総体的に自己資本額を上回らないように管理しております。

リスクとは・・・

| コントロ | 信用リスク | 取引先の倒産や財務状況の悪化等により、貸出及び利息の回収が困難になるリスク | 当金庫では、貸出資産の健全化、良質化を維持するため審査部門と営業推進部門を分離、独立した厳正な審査態勢を構築しております。審査にあたっては、当金庫のクレジットポリシーに基づき、与信リスクの分散を図るため業種別、規模別、債務者区分別等に分けてポートフォリオを管理しております。また、内部研修や融資トレーニーにより審査能力の向上を図っております。 |
|----------|---------|---|---|
| ールすべき | 市場リスク | 金利、為替、株式等の相場 の変動により、資産価値が 減少するリスク | 当金庫では、市場金利、株価、為替それぞれのリスクの計量化を行い、それを毎月開催される ALM 委員会に報告するとともに、当金庫の基本方針や業務運営方針に則った資産・負債のコントロールを行っております。また、フロントオフィス・ミドルオフィス・バックオフィスが行う業務については分離し、相互牽制を図っております。 |
| きリスク | 流動性リスク | 市場の混乱・資金の流出等に より、通常よりも著しく不利 な価格での資金調達を余儀な くされ損失を受けるリスク | 当金庫では、資金繰りに関しては流動性リスク管理要領を制定し、資金繰り状況の逼迫度に応じて平常時・懸念時・危機時に区分し、それぞれに対応した資金繰りの体制を確立しております。 |
| 極 | 事務リスク | 役職員が正確な事務を怠る、事故・不正等を起こす ことにより損失を被るリスク | 当金庫では、常に事務リスク発生の危険度を把握し、規程、要領等に 則り、厳正な事務管理に努めております。また、監査部門による臨店 監査を実施し、規程・要領の遵守状況をチェックするとともに、事務 の正確性維持及び事故防止に努めております。 |
| 小化すべきリスク | システムリスク | コンピューターシステム の障害や誤作動、システム の不備、不正利用等により 損失を被るリスク | 当金庫では、システムリスク管理要領及び情報資産保護に関する基本 方針(セキュリティーポリシー)を制定し、さらに充実したシステム リスク管理体制の構築を図り、システムの安全性・信頼性を維持し、 情報資産の保護に努めております。 |
| リスク(オペ | 法務リスク | 金庫経営、金庫取引等に係る法令・ 庫内規程に違反する行為やその恐れがある行為が発生することで信用の失墜を招き損失を被るリスク | 当金庫では、経営理念・倫理綱領・コンプライアンスマニュアル等に 則り、リスクを適切に把握・管理し、法令遵守体制の構築を図ってお ります。 |
| ベレーショナ | 風評リスク | 評判の悪化により会員・顧客・取引先等関係者の当金庫に対するイメージと信用の失墜から、経営上重大な有形無形の損失を被るリスク | 当金庫では、風評リスクを未然かつ最小限に抑えるために、風評情報の収集・報告体制の整備や適切な情報開示に努めております。また、万一発生した場合に備え、適切な対応方法も策定しております。 |
| アル・リスク) | 人的リスク | 不適切な職場の安全管理、 人事運営上の不公平・不公 正及び差別的行為等から生 じる損失・損害を被るリスク | 当金庫では、各種人事関連規程を整備し、差別的行為に対しては通報窓口を設置し、公正な人事運営に努めるとともに、教育・研修や職場 指導等により、的確な管理を行っております。 |
| 2 | 有形資産リスク | 災害その他の事象から生 じる有形資産の毀損・損害 を被るリスク | 当金庫では、有形資産リスクに対応した適切な管理態勢の整備とリスクの軽減に向けた取り組みを進めています。具体的には、本支店の建物を定期的に点検し営繕を行うとともに、建設後長期間経過した建物は計画的に順次改築する等管理しております。 |

は計画的に順次改築する等管理しております。

リスク管理に関する体系図 (平成30年6月30日現在)



「緊急時業務継続規程」

当金庫では、自然災害やシステム障害、伝染病の感染・流行等に対し、①住民の生活や経済活動の維持、②資金決済面での混乱防止、③経営面におけるリスクの軽減を基本方針として、より体系的・整合的に業務継続体制の整備・構築を図るため、「緊急時業務継続規程」を制定しています。また、本部・営業店における具体的な対応方法等を定めた「緊急時業務継続要領」を策定しており、必要性を十分認識のうえ、職場内研修などを通して職員に周知・徹底を図っています。

コンプライアンス (法令等遵守) 体制

地域金融機関に課せられた社会的責任と公共的使命を果たすため、当金庫では、コンプライアンスを経営の最重要課題のひとつとして位置付けています。平成16年5月に「コンプライアンス委員会」を設置、同時に「コンプライアンス委員会規程」を策定し施行以来、コンプライアンス体制の強化を図るべく、リスク管理と企業倫理に関する一層の体制整備と意識の醸成に取り組んでいます。

また、コンプライアンス意識の向上を図るため、部店毎にコンプライアンス研修を実施するとともに、総務部コンプライアンス室で報告を受け、適宜助言を行っています。また、全職員を対象とした全体研修を実施しています。

山梨信用金庫倫理綱領

- 1. 信用金庫のもつ社会的責任と公共 的使命を常に自覚し、責任ある健 全な業務運営の遂行に努める。
- 2. 創意と工夫を活かした金融及び非 金融サービスの提供等を通じて、 地域社会の発展に貢献する。
- 3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない公正な業務運営を行う。
- 4. 社会の秩序や安全に脅威を与える 反社会的勢力は、これを断固として 排除する。
- 5. 経営情報の積極的かつ公正な開示 をはじめとして、広く地域社会との コミュニケーションの充実を図る。

コンプライアンス宣言

- 1. 山梨信用金庫の役職員等は、お客様や地域社会の信頼に応えるため、コンプライアンスをすべての行動の原点とし、法令、社会的規範及び庫内規程等を遵守いたします。
- 2. 山梨信用金庫の役職員等は、お客様とのお取引の際、金融取引に関する法令、庫内規程等に 基づく適正な処理を行うために、日頃からこれらの関連業務に関する知識の向上に努めます。
- 3. 山梨信用金庫の役職員等は、お客様の個人情報等の重要性を認識し、これらの情報の取扱いには細心の注意を払い、金庫外への漏えいがないように適切に管理を行います。
- 4. 山梨信用金庫の役職員等は、日頃のコミュニケーションを重視し、若手職員の意見を採り上げるなど風通しの良い働きやすい職場環境創りに努めます。
- 5. 山梨信用金庫の役職員等は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除します。
- 6. 山梨信用金庫の役職員等は、役職員に関するコンプライアンス違反行為等の発生時には、法令、庫内規程等に基づき厳正に対処いたします。

山梨信用金庫 五 体 節 夫 理事長 五 体 節 夫

金融ADR制度への対応

【苦情処理措置】

当金庫は、お客さまからの苦情・相談のお申し出に迅速・公正かつ適切に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ・店頭掲示ポスター等で公表しています。

苦情・相談は、当金庫営業日 (9時~17時) に営業店(電話番号は22ページ参照)またはお客様相談窓口 (電話:0120-454-585) にお申し出ください。

【紛争解決措置】

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記お客様相談窓口、または全国しんきん相談所 (9時~17時、電話:03-3517-5825) にお申し出があれば、東京弁護士会 (電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会 (電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会 (電話:03-3581-2249)、山梨県弁護士会 (電話:055-235-7202)の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法 (現地調停) や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、山梨県弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫お客様相談窓口」にお尋ねください。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定めこれを遵守します。

- 1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- 2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- 3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
- 4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放県民会議・暴力追放推進センター、弁護士などの外部専門機関と 緊密な連携関係を構築します。
- 5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。



内部管理基本方針

当金庫は、業務の健全性及び適切性を確保する体制を整備するとともに、その実効性を確保するため、以下の項目について内部管理に関する基本方針を定めています。

- 1. 当金庫は、理事および職員並びにその子法人等の取締役等及び使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- 2. 当金庫の理事の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制
- 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 4. 当金庫の理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 5. 当金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
- 6. 監事の職務を補助すべき職員の当金庫の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 7. 次に掲げる体制その他の当金庫の監事への報告に関する体制
 - (1) 当金庫の理事及び職員が当金庫の監事に報告するための体制
 - (2) 当金庫の子法人等の取締役、会計参与、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当金庫の監事に報告するための体制
- 8. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 9. 当金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 10. その他当金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 11. 当金庫グループにおける業務の適正を確保するための体制

顧客保護等管理態勢

当金庫では、お客様の立場に立ち、お客様に安心して納得のいくお取引をしていただけるように「お客様相談窓口」を設置し、お客様からの要望、苦情・相談に的確に素早くお応えする等、企業モラルの啓蒙と実践を具体的に履行する態勢を強化しております。

また、「お客様の声カード」・「報告・連絡・相談シート」等を採用することにより、お客様の要望・申し出等を収集し、業務に活用できる態勢となっておりますので、お気軽にご意見・ご要望をお寄せください。

●お客様相談窓□〈当金庫営業日9:00~17:00〉

【専用電話 0120-454-585】 【ファックス 055-235-0356】

個人情報保護宣言 (プライバシーポリシー)

(抜 粋)

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の適切な保護と利用を図るために、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」、その他個人情報等の保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。

また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

顧客保護等管理方針

当金庫は、お客さまの保護およびお客さまの利便性の向上を図るため、以下の方針を定め遵守いたします。

- 1. お客さまとの取引について、法令等に基づき、商品の説明および情報提供を適切かつ十分に行います。
- 2. お客さまからのご相談または苦情等について適切かつ十分に対応し、お客さまの声を真摯に受けとめ、お客さまのご理解と信頼を得られるよう努めます。
- 3. お客さまの情報について適切に取得するとともに、情報への不正 アクセス、情報の紛失、漏洩等の防止に努め、適切かつ安全に管 理いたします。
- 4. お客さまとの取引に関連して業務を外部委託する場合には、お客さまの情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう努めます。
- 5. お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反となるおそれのある取引を適切に管理いたします。
- 6. その他、お客さまの保護および利便の向上のために必要であると 判断した業務については、適切に管理いたします。

金融商品販売に係る勧誘方針

- 1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
- 2. 金融商品の選択・ご購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくため、当該商品の重要項目について説明をいたします。
- 3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修を通じて役職員の知識の向上に努めます。
- 4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
- 5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら、窓口までお問い合わせください。

営業のご案内

預金業務(平成30年6月30日現在)

| 預 | 金 | 名 | 特色 | 期間 | お預け入れ額 |
|---|------------------|-----|--|--------------------|------------------------|
| 当 | 座 預 | 金 | 小切手・手形でお支払いになれ、事業等の資金決済にご利用いただけます。 手形専用当座預金 (寓当座) もあります。 | いつでも 出し入れ自由 | 1円以上 |
| 普 | 通 預 | 金 | 給与・年金の自動受取り、公共料金の自動支払い等に幅広くご利用でき便利です。現金のほか小切手・手形・郵便為替・公社債・利札・配当金領収書等もお預け入れいただけます。 | いつでも 出し入れ自由 | 1円以上 |
| | 利息型普通 決 済 性 預 | | 利息がつかないものの、公共料金の自動支払い等にもご利用でき、預金保 険制度により全額保護され、安心便利な預金です。 | いつでも 出し入れ自由 | 1円以上 |
| 貯 | 蓄預 | 金 | 預金残高に応じた金利 (5段階) が適用されますので普通預金に比べ有利な 預金です。 お得なスウィングサービスのお取扱いもできます。個人の方のみご利用いた だけます。 | いつでも 出し入れ自由 | 1円以上 |
| 通 | 知 預 | 金 | まとまったお金だけど長期は無理という時に最適です。7日間以上お預けいただき、お引き出しの2日前にご通知いただければお受取りできます。 | 7日以上 | 1万円以上 |
| 納 | 税準備 | 須 金 | 納税資金を計画的に準備していただくための預金です。 | 入金は自由 引出しは納税時 | 1円以上 |
| 定 | 期 預 | 金 | まとまったお金を大きく育てます。 | | |
| | 期日指定定期 | 預金 | 個人の方のみご利用いただける1年複利の定期預金です。1年経過後は1ヵ月 前のご連絡で全額または、一部のお引き出しができます。 | 1年以上 3年以下 | 100円以上 300万円未満 |
| | スーパー | 定期 | お預け入れ時点の金利情勢に応じて、当金庫が決定いたしました金利が受けられます。 | 1ヵ月以上 5年以下 | 100円以上 1,000万円未満 |
| | 大口定期 | 預金 | まとまった資金運用プランに最適な定期預金です。 | 1ヵ月以上 5年以下 | 1,000万円以上 1円単位 |
| | 変動金利定期 | 預金 | 金利情勢に応じ預入後6ヵ月毎に利率が変動し、自動的にタイムリーな金 利になります。3年複利型は個人の方のみご利用いただけます。 | 1年以上 3年以下 | 100円以上 1円単位 |
| | ATMで預入し | こ定期 | お客様ご自身によってATMで通帳に定期預金をおつくりいただきますと、金 利が優遇されます。 | 1ヵ月以上 5年以下 | 1,000円以上 100万円以下 |
| | IBスーパー | 定期 | インターネットバンキング加入により、ご自宅のパソコンやスマートフォン等 で定期預金をお申込みいただけます。 | 1ヵ月・3ヵ月 6ヵ月・1年 | 1万円以上 500万円以下 |
| | 新型複利定其 金 | 預 | 預入期間は5年で1年経過後はいつでも必要な金額だけを引き出すことができ、預ける期間により金利がステップアップしていく半年複利の定期預金です。 | 1年以上 5年以下 | 10万円以上 1,000万円未満 |
| N | CD譲渡性 | 預金 | 余裕資金を短期、効率的に運用できる預金で、第三者に譲渡できます。 | 2週間以上 2年以下 | 5,000万円以上 1,000万円単位 |
| 財 | 形貯 | 蓄 | お勤めの方が給料やボーナスから天引きして積み立てる預金です。 | | |
| | 一般財形 | 預金 | お使いみち自由な預金です。預金限度額に上限はありませんが、お利息は課 税扱いとなります。 | 3年以上 | |
| | 財形年金 | 預 金 | 財形預金をされる方の老後のための個人年金預金です。60歳を過ぎると年金形式でお受取りいただけます。財形住宅預金と合計で550万円まで非課税扱いとなります。55歳未満の方が対象です。 | 5年以上 | 1,000円以上 |
| | 財形住宅 | 預金 | 住宅取得を目的とした預金です。財形年金預金と合計で550万円まで非課税扱いとなります。55歳未満の方が対象です。 | 5年以上 | |
| 定 | 期積 | 金 | 毎月一定の掛金で積み立てる預金です。 | | |
| | スーパー | 積 金 | 毎冊かく羊中にも建立プロセセト キャンロ標とをやるさでなるです | 1年・2年・3年・ 4年・5年 | 1,000円以上 |
| | フリープラン: | エース | ・無理なく着実にお積立ていただけ、大きな目標も達成できる預金です。 | 1年以上 5年以下 | 5,000円以上 |

[%] 普通預金・定期預金・定期積金・自動融資を一つの通帳にセットした総合口座通帳もお取扱いしております。

[※] 上記以外の商品もお取扱いしております。詳細につきましては、お近くの窓口等にお問合わせください。

融資業務(平成30年6月30日現在)

地域でお預かりした資金を元に地域の中小企業及び個人のお客様の資金ニーズにお応えしていくことが私たちの使命であり、運転資金、設備資金はもとより各種制度融資、信用保証協会融資等に幅広く対応しております。また、個人の皆様には、住宅ローン、教育ローン、オートローン、多目的ローン等各種ローンを豊富に取り揃え、地元のお客様の多様なニーズにきめ細やかにお応えしております。

なお、当金庫は何よりも先ず、地域金融機関として地元のお客様に気軽にご融資のご相談をいただけるよう、営業店職員一人ひとりが「Face to Face」をモットーに明るい相談窓口を目指しております。

【一般融資】

| 割引手形 | 商業受取手形を当金庫が買取りご融資するものです。 |
|------|--|
| 手形貸付 | 短期決済資金等の運転資金にご利用いただけます。 |
| 証書貸付 | 設備資金・長期運転資金等にご利用いただき、定期 的にご返済をしていただきます。 |
| 当座貸越 | あらかじめ定めた限度額まで、反復ご利用いただけ ます。 |

※各地方公共団体の制度融資および保証協会保証付融資もお取り扱いしております。

【代理業務】

次に掲げるものの業務を代行しております。

信金中央金庫、日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、

勤労者退職金共済機構、福祉医療機構、日本銀行、

年金積立金管理運用、農林漁業信用基金、

中小企業基盤整備機構、地方住宅供給公社、

東日本建設業保証、日本酒造組合中央会、

しんきん保証基金、全国石油協会

【個人向け各種ローンのご案内】

| 商品名 | お使いみち | ご融資限度額 | ご融資期間 | |
|----------------|---|---|--------------------|--|
| 住宅ローン | 住宅の新築、購入、増改築、住宅資金の借換資金等にご利用いただけます。また、オール電化・太陽光発電システム等の「環境配慮型住宅」の要件を満たす住宅の新築・購入・リフォーム時に金利引下げとなる「エコ・プラン」も取扱っています。 | 8,000万円以内 | 35 年以内 | |
| 無担保住宅ローン | 担保設定や保証人徴求などの手続きが不要で、住宅の新築、購 入、増改築、住宅資金の借換資金等にご利用いただけます。 | 1,500万円以内 | 20 年以内 | |
| ☆リフォームローン | ちょっとした増改築や改築等、住まいに関する様々な費用にご 利用いただけます。また、太陽光発電システム等の設置時に金 | 1,000万円以内 | 15 年以内 | |
| エコ・リフォームローン | 利引下げとなるエコ・リフォームローンも取扱っています。 | ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, | | |
| 職域パートナーローン | 当金庫と「職域パートナー契約」を締結いただいている事業所にお勤めの個人のお客様のみがご利用いただけるローン商品です。手続面でご利用いただきやすくなっているほか、金利面でも大変お得な商品となっております。 | 500 万円以内 | 10 年以内 | |
| ☆オートローン | 自動車の購入、免許の取得、車検や修理等、車に関するあらゆ る費用にご利用いただけます。また、低燃費車または低排出ガ | 500万円以内 | 10 年以内 | |
| ☆エコ・オートローン | ス車の購入時には金利引下げとなるエコ・オートローンも取 扱っています。 | 3007113213 | 10 4 Kr 3 | |
| ☆教育ローン | 入学金・授業料・下宿代など、教育に関する資金が必要なとき にご利用いただけます。 | 1000万円以内 | 最大契約期間 13年6ヵ月以内 | |
| 教育サポートローン | お使いみちは教育ローンと同じですが、極度額の範囲内で繰り 返し何度でもご利用いただけます。 | 500万円以内 | 最大契約期間 11年6ヵ月以内 | |
| ☆多目的ローン | 日々の生活を営むうえで必要な資金等、暮らしに関するあらゆ る費用にご利用いただけます。 | 500万円以内 | 10 年以内 | |
| ☆フリーローン"エブリィ" | お使いみちは自由です。おまとめにもご利用いただけます。 | 500万円以内 | 3ヵ月以上 10年以内 | |
| ☆しんきんカードローン | 不意の出費やちょっとの期間など、自分のリズムでご利用いた | 10万円~100万円以内 (10万円単位) | 3年ごとの | |
| ☆カードローン"きゃっする" | だけます。 | 10万円~300万円以内 (10万円単位) | 自動更新 | |
| ☆ドリームエース | お使いみちは自由です。あなたの夢にエースが応えます。 | 300万円以内 | 7年以内 | |

☆印のついた商品は、当金庫ホームページ(http://www.yamasin.jp/)において、web 上での仮審査申込の受付ができます。 ※詳細につきましては、ホームページをご覧いただくか、お近くの窓口等にお問合わせください。

· 「利益相反管理方針 |

当金庫は、お客様との間における利益相反のおそれのある取引に関し、信用金庫法及び金融商品取引法に基づき利益相反管理方針を定めており、お客様の利益が不当に害されることのないよう適切な利益相反管理措置を講じ、適切に業務を遂行しております。

外国為替

外 国 為 替

信金中央金庫への取次による外国送金等の業務を行っております。

- ・貿易:輸出(輸出手形の買い取り)(輸出代金のお取り立て)
- 輸入(信用状の発行)(輸入手形の決済) ・外国送金 ・インパクトローン(外貨建融資)

内国為替

振 込・ 送 金 代 金 取 立

当金庫本・支店はもちろんのこと、全国の金融機関をネットする「全銀システム」 によりスピーディーで確実な送金・振込及び手形小切手のお取立てができます。

各種サービス

| しんきん ATM ゼロ ネットサービス | 当金庫以外の全国の信用金庫の ATM を手数料無料でご利用いただけます。所定時間内のご預金の入出金手数料が対象です。ただし、本サービスをご利用いただけない ATM が一部ございます。 |
|-------------------------|---|
| キャッシュカード | 当金庫本・支店、全国の信用金庫はもちろん、全国の金融機関及び郵便局で土曜・日曜・祝日もご利用いただけます。 (一部店舗稼動) |
| デビットカードサービス | お手持ちのキャッシュカードがそのままデビットカードとして全国の加盟店でご利用いただけます。 |
| 自 動 受 取 り | 口座のご指定により、給料、年金、配当金等が自動的にお受取になれます。 |
| 自動支払い | 公共料金・クレジット代金・家賃等を指定口座から自動的にお支払いいたします。 |
| 貸 金 庫 | 預金証書・権利証・株券・貴金属等、お客様の大切な財産を安全にお預りいたします。最寄りの全店舗でご利用いただけます。 |
| 夜 間 金 庫 | 休日・夜間等、営業時間外の売上金を安全確実にお預りいたします。 |
| 国債等の窓口販売 | 個人向け国債のお申込みの受付や、中途換金の受付等を行っております。 |
| 損害保険の窓□販売 | 火災保険のお申込みの受付を行っております。また、傷害保険の販売も行っております。 |
| 生命保険の窓口販売 | 個人年金保険・一時払終身保険の販売を行っております。また、がん保険・医療保険の販売を行っております。 |
| 外貨宅配サービス | 米ドルなどの外貨を代金引換方式の宅配便でご指定の場所までお届けいたします。全店の窓口でお申込みいただけます。 |
| 年 金 相 談 | 相談窓口において、いつでも専門の担当者がご相談に応じております。 |
| テレホンバンキング | 残高照会、入出金明細照会、振込・為替が電話一本で手軽にご利用いただけます。《フリーダイヤル》0120-08-1387 (携帯電話の場合は、03-5783-3105) なお、振込・振替サービスのご利用には当金庫とのご契約が必要となります。 |
| モバイルバンキング | 残高照会、入出金明細照会、振込・為替が携帯電話各社の公式メニューより手軽にご利用いただけます。 なお、本サービスのご利用には、当金庫とのご契約が必要となります。《ご利用できる携帯電話》NTT ドコモ、au、 ソフトバンク |
| 個人インターネット バ ン キ ン グ | 残高照会、入出金明細照会、取引履歴照会、振込等がパソコンやスマートフォン等によりお手軽にご利用いただけます。 アクセスは山梨信用金庫ホームページより(http://www.yamasin.jp/)。 なお、本サービスのご利用には、当金庫とのご契約が必要となります。 |
| 法人インターネット バ ン キ ン グ | 個人インターネットバンキングのサービス内容に加えて、口座振替、総合振込、給与・賞与振込(データ伝送)がパソコンによりお手軽にご利用いただけます。山梨信用金庫ホームページ (http://www.yamasin.jp/)からご利用ください。なお、本サービスのご利用には、当金庫とのご契約が必要となります。 |
| しんきん電子記録 債 権 サ ー ビ ス | 電子記録債権法に基づき「でんさいネット」を利用して提供する決済サービスです。 |
| 料金振込サービス (ペイジー) | パソコンや携帯電話から、税金・各種料金の払込がご利用いただけます。 なお、本サービスのご利用には、当金庫とのモバイルバンキング・個人インターネットバンキング・法人インターネットバンキングのご契約が必要となります。 |
| インターネット | 営業のご案内を当金庫のホームページでご覧いただけます。 (http://www.yamasin.jp/) |
| お客様相談窓口 | お客様からのご相談・ご意見を承っております。TEL 0120-454-585 (ダイヤルイン) |
| | |



お勧め商品等のご紹介

夏季特別定期預金『富士山』『こころ』



- ☆お客様のニーズに合わせて、2つの商品をご用 意いたしました。
- ★定期預金 「富士山」: お預入期間は1年間、店頭表示金利の5倍となります。
- ★定期預金「こころ」:お預入期間は5年間、半年 複利で長くお預けいただくほど、お得となり、店 頭表示金利の最大7倍となります。
- ★お取扱期間: 平成30年6月15日(金)~平成30年9月28日(金)

やましん職域パートナー制度



当金庫と職域パートナー契約を締結いただいた企業・官公庁・各種団体等へお勤めの皆さまへ、さまざまな優遇サービス・商品を提供する等、事業所の福利厚生の充実をお手伝いいたします。

パートナー契約の受付は随時、行っております。 お近くの営業店までお問い合わせください。

金融に関するご相談に当金庫の営業店担当がお応えします。

やましんフリーローン 「エブリィ」



- ★お使いみち自由!最大500万円、最長10年間で 借入のおまとめにもお使いいただけます。
- ★年金受給者・パート・アルバイト・個人事業主の 方もご利用いただけます。
- ★ (一社) しんきん保証基金の保証による担保・保証人不要の商品ですのでお気軽にご利用いただけます。

ホームページからローンのお申込みを受け付けております



当金庫ホームページより、個人のお客様向けのローンについて仮審査のお申込を受け付けております。

スマートフォンやタブレットからもお申込いただけますので、お気軽にご利用ください。

- ★URL:http://www.yamasin.jp/ヘアクセス
- ★スマートフォン・タブレット

からはこちら⇒

※一部、ホームページからお申込いただけない商品がございます。



店舗・ATMコーナーのご案内

店舗のご案内

| 地区 | 店舗 | 名 | 住 所 | 電話番号 | 貸金庫 | 夜間金庫 |
|--------|------------|----------------|------------------|-----------------------|---------|---------|
| | 本 | 部 | 甲府市中央 1-12-36 | 2 055-235-0311 | | \circ |
| | 本 | 店 | 甲府市中央 1-12-36 | 2 055-225-0220 | 0 | 0 |
| | 有 | 9 | 甲府市太田町 22-12 | 2 055-235-2215 | \circ | \circ |
| | 善为 | 待 | 甲府市善光寺 1-17-16 | 2 055-235-4151 | \circ | |
| 甲府市 | 徳 | 行 | 甲府市徳行 4-16-24 | 2 055-226-2411 | \circ | \circ |
| | 池 | \blacksquare | 甲府市長松寺町 1-6 | 2 055-228-2161 | \circ | \circ |
| | 南 | 西 | 甲府市高畑 2-19-5 | 2 055-222-4811 | \circ | \circ |
| | 玉 | 母 | 甲府市国母 8-3-10 | 2 055-226-8511 | \circ | \circ |
| | 湯 | 村 | 甲府市湯村 1-9-43 | 2 055-254-2511 | \circ | \circ |
| 富士吉田市 | 富士 | 吉田 | 富士吉田市下吉田 5-15-25 | 2 0555-22-5161 | \circ | 0 |
| 要丁ロ四川 | 松 | Ш | 富士吉田市上吉田 2-4-16 | 2 0555-22-3231 | \circ | \circ |
| 都留市 | 谷 | 村 | 都留市中央 1-6-15 | 2 0554-43-1161 | \circ | \circ |
| 山梨市 | Ш | 梨 | 山梨市上神内川 1087-6 | 2 0553-23-2211 | \circ | \circ |
| 大月市 | 大 | 月 | 大月市大月 1-10-1 | 2 0554-22-1161 | \circ | \circ |
| 人月川 | 猿 | 橋 | 大月市猿橋町猿橋 48-1 | 2 0554-22-2161 | \circ | |
| 韮崎市 | 韮 | 崎 | 韮崎市本町 2-6-17 | 2 0551-22-8788 | \circ | \circ |
| 南アルプス市 | 小 <u>笠</u> | 源 | 南アルプス市小笠原 282-2 | ☎ 055-282-1135 | \circ | \circ |

| 地区 | 店舗名 | 住 所 | 電話番号 | 貸金庫 | 夜間金庫 |
|------|-------|----------------------|-----------------------|---------|---------|
| mat- | 敷島 | 甲斐市中下条 628-8 | 2 055-277-7511 | \circ | |
| 甲斐市 | 玉 幡 | 甲斐市西八幡 2377-3 | 2 055-279-3511 | \circ | \circ |
| 笛吹市 | 石 和 | 笛吹市石和町市部 1103-14 | 2 055-262-4181 | \circ | \circ |
| 田吹川 | 石和南 | 笛吹市石和町河内 34-4 | 2 055-262-0511 | \circ | |
| 上野原市 | 上野原 | 上野原市上野原 3260-1 | 2 0554-62-5101 | \circ | \circ |
| 甲州市 | 塩 山 | 甲州市塩山上於曽 1225 | 2 0553-33-5211 | \circ | \circ |
| 中央市 | 田富 | 中央市布施 2327-4 | 2 055-274-5111 | \circ | |
| 西八代郡 | 市川 | 西八代郡市川三郷町市川大門 173-4 | 2 055-272-2121 | \circ | |
| 南巨摩郡 | 増 穂 | 南巨摩郡富士川町天神中条 1049-2 | 2 0556-22-3311 | \circ | \circ |
| 中巨摩郡 | 昭 和 | 中巨摩郡昭和町河東中島 1750-1 | 2 055-275-4311 | \circ | |
| 南都留郡 | 河口湖 | 南都留郡富士河口湖町船津 3639-25 | 2 0555-72-1171 | \circ | \circ |
| | 橋 本 | 相模原市緑区橋本 2-11-15 | 2 042-773-1231 | \circ | \circ |
| | 相模原中央 | 相模原市中央区中央 5-1-1 | 1 042-755-1331 | \circ | \circ |
| 扣掛店士 | 相模湖 | 相模原市緑区与瀬 1084 | 2 042-685-1161 | \circ | |
| 相模原市 | 津久井 | 相模原市緑区中野 301 | 2 042-784-5161 | \circ | \circ |
| | 城 山 | 相模原市緑区原宿 3-2-1 | 2 042-782-7561 | \circ | \circ |
| | 藤野 | 相模原市緑区小渕 1693-1 | 2 042-687-2161 | 0 | 0 |

ATMコーナーのご案内

■ 店内 ATM 稼働時間一覧

*…休止

| 地区 店舗 | | ボク | | 営業田 | 寺間帯 | | 地区 | 庄邻农 | , | | 営業服 | 詩間帯 | |
|--------|------|------------|--------------|--------------|--------------|--------------|------|------|---|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 1번스 | /idi | 用 石 | 平 日 | 土曜日 | 日曜日 | 祝日 | IUI스 | 店舗名 | 1 | 平 日 | 土曜日 | 日曜日 | 祝日 |
| | 本 | 店 | 8:00 ~ 20:00 | 9:00 ~ 19:00 | 9:00 ~ 19:00 | 9:00 ~ 19:00 | 甲斐市 | 敷 | 島 | 8:00 ~ 20:00 | 9:00 ~ 17:00 | 9:00 ~ 17:00 | * |
| | Ī | 南 | 8:00 ~ 20:00 | 9:00 ~ 17:00 | * | * | 十支川 | 玉 | 幡 | 8:00 ~ 20:00 | 9:00 ~ 17:00 | 9:00 ~ 17:00 | * |
| | 善 : | 光 寺 | 8:00 ~ 20:00 | 9:00 ~ 17:00 | 9:00 ~ 17:00 | * | 笛吹市 | 石 | 和 | 8:00 ~ 19:00 | 9:00 ~ 19:00 | 9:00 ~ 19:00 | 9:00 ~ 19:00 |
| 甲府市 | 徳 | 行 | 8:00 ~ 19:00 | 9:00 ~ 17:00 | 9:00 ~ 17:00 | * | 田吹川 | 石 和 | 南 | 8:00 ~ 19:00 | 9:00 ~ 17:00 | 9:00 ~ 17:00 | * |
| נוונית | 池 | ⊞ | 8:00 ~ 19:00 | 9:00 ~ 17:00 | 9:00 ~ 17:00 | * | 上野原市 | 上 野 | 原 | 8:30 ~ 21:00 | 8:30 ~ 17:00 | 9:00 ~ 17:00 | 9:00 ~ 17:00 |
| | 南 | 西 | 8:00 ~ 20:00 | 9:00 ~ 17:00 | 9:00 ~ 17:00 | * | 甲州市 | 塩 | Ш | 8:00 ~ 19:00 | 9:00 ~ 17:00 | 9:00 ~ 17:00 | * |
| | 围 | 母 | 8:00 ~ 19:00 | 9:00 ~ 17:00 | * | * | 中央市 | ⊞ | 富 | 8:00 ~ 19:00 | 9:00 ~ 17:00 | 9:00 ~ 17:00 | * |
| | 湯 | 村 | 8:00 ~ 19:00 | 9:00 ~ 17:00 | * | * | 西八代郡 | 市 | Ш | 8:00 ~ 19:00 | 9:00 ~ 17:00 | * | * |
| 富士吉田市 | 富士 | | 8:30 ~ 21:00 | 8:30 ~ 17:00 | 9:00 ~ 17:00 | 9:00 ~ 17:00 | 南巨摩郡 | 増 | 穂 | 8:00 ~ 19:00 | 9:00 ~ 17:00 | 9:00 ~ 17:00 | * |
| #TDM/I | 松 | Ш | 8:30 ~ 19:00 | 8:30 ~ 17:00 | 9:00 ~ 17:00 | 9:00 ~ 17:00 | 中巨摩郡 | 昭 | 和 | 8:00 ~ 19:00 | 9:00 ~ 17:00 | * | * |
| 都留市 | 谷 | 村 | 8:30 ~ 19:00 | 8:30 ~ 17:00 | 9:00 ~ 17:00 | 9:00 ~ 17:00 | 南都留郡 | 河 🗆 | 湖 | 8:30 ~ 20:00 | 8:30 ~ 17:00 | 9:00 ~ 17:00 | 9:00 ~ 17:00 |
| 山梨市 | Ш | 梨 | 8:00 ~ 19:00 | 9:00 ~ 17:00 | * | * | | 橋 | 本 | 8:30 ~ 21:00 | 8:30 ~ 17:00 | 9:00 ~ 17:00 | 9:00 ~ 17:00 |
| 大月市 | 大 | 月 | 8:30 ~ 21:00 | 8:30 ~ 17:00 | 9:00 ~ 17:00 | 9:00 ~ 17:00 | | 相模原中 | 央 | 8:30 ~ 21:00 | 8:30 ~ 17:00 | 9:00 ~ 17:00 | 9:00 ~ 17:00 |
| נוותא | 猿 | 橋 | 8:30 ~ 19:00 | 8:30 ~ 17:00 | * | * | 相模原市 | 相模 | 湖 | 8:30 ~ 21:00 | 8:30 ~ 17:00 | 9:00 ~ 17:00 | 9:00 ~ 17:00 |
| 韮崎市 | 韮 | 崎 | 8:00 ~ 19:00 | 9:00 ~ 17:00 | 9:00 ~ 17:00 | * | で表別リ | 津久 | 井 | 8:30 ~ 21:00 | 8:30 ~ 17:00 | 9:00 ~ 17:00 | 9:00 ~ 17:00 |
| 南アルプス市 | 小 | 笠 原 | 8:00 ~ 19:00 | 9:00 ~ 19:00 | 9:00 ~ 19:00 | 9:00 ~ 19:00 | | 城 | Ш | 8:30 ~ 21:00 | 8:30 ~ 17:00 | 9:00 ~ 17:00 | 9:00 ~ 17:00 |
| | | | | | | | | 藤 | 野 | 8:30 ~ 21:00 | 8:30 ~ 17:00 | 9:00 ~ 17:00 | 9:00 ~ 17:00 |

■ 店外ATM設置場所および稼働時間一覧

*…休止

| 地 区 | | 50架但花 | 設置場所 営業時間帯 営業 | | | ᄴᅜ | 地区設置場所 | | 営業時間帯 | | | |
|-----|-----------|-----------------|-----------------------------|--|--------------|---------------|-------------------|--------------|--------------|--------------|--|--|
| | 11년 12 | | 平日 | 土曜日 | 日曜日・祝日 | 地区 | 地 区 | | 土曜日 | 日曜日・祝日 | | |
| | 甲府市 | 青葉ATMコーナー | 8:00 ~ 20:00 | 9:00 ~ 19:00 | 9:00 ~ 19:00 | 笛吹市 | 春日居サイバーナイフ・リハビリ病院 | 9:00 ~ 18:00 | 9:00 ~ 17:00 | * | | |
| | רוו ניא 🕂 | オギノ湯村ショッピングセンター | 9:00 ~ 20:00 | 9:00 ~ 19:00 | 9:00 ~ 19:00 | 田文门 | 御坂ATMコーナー | 8:00 ~ 19:00 | 9:00 ~ 17:00 | * | | |
| | 富士吉田市 | 富士見ATMコーナー | 8:30 ~ 19:00 | 8:30 ~ 17:00 | * | 上野原市 | 新田ATMコーナー | 8:30 ~ 21:00 | 8:30 ~ 17:00 | 9:00 ~ 17:00 | | |
| | 都留市 | ホームセンターオーツル | 9:00 ~ 19:00 | 9:00 ~ 17:00 | 9:00 ~ 17:00 | 工到別川 | しおつATMコーナー | 8:30 ~ 21:00 | 8:30 ~ 17:00 | 9:00 ~ 17:00 | | |
| | 印田川 | オギノ都留店 | 8:30 ~ 21:00 | 8:30 ~ 19:00 | 9:00 ~ 19:00 | 中央市 | アピタ田富店 | 9:00 ~ 21:00 | 9:00 ~ 21:00 | 9:00 ~ 21:00 | | |
| | | イオン大月店 | 9:00 ~ 19:00 | 9:00 ~ 17:00 | 9:00 ~ 17:00 | 中巨摩郡 | イトーヨーカドー甲府昭和店 | 9:00 ~ 21:00 | 9:00 ~ 21:00 | 9:00 ~ 21:00 | | |
| | 大月市 | 鳥沢ATMコーナー | − 8:30 ~ 19:00 8:30 ~ 17:00 | | * | 中巴手印 | イオンモール甲府昭和 | 9:00 ~ 21:00 | 9:00 ~ 21:00 | 9:00 ~ 21:00 | | |
| | | 七保ATMコーナー | 8:30 ~ 19:00 | 8:30 ~ 17:00 | * | 南都留郡 | 河口湖ショッピングセンターベル店 | 9:00 ~ 20:00 | 9:00 ~ 17:00 | 9:00 ~ 17:00 | | |
| Ī | 甲斐市 | ザ・ビッグ甲斐敷島店 | 9:00 ~ 21:00 | 00 ~ 21:00 9:00 ~ 19:00 9:00 ~ 19:00 | 用印田印 | フォレストモール富士河口湖 | 9:00 ~ 21:00 | 9:00 ~ 21:00 | 9:00 ~ 21:00 | | | |

[※]上記の他、甲府信用金庫との共同設置店外ATMとして、甲府駅前(南口)、オギノ山梨ショッピングセンター、ラザウォーク甲斐双葉店、 オギノ上今井店にキャッシュコーナーを設置しております。
※オギノ湯村ショッピングセンター店外ATMにつきましては、平成30年8月26日をもちまして、営業終了予定となっております。

(平成30年6月30日現在)

各種手数料一覧表 (消費稅込) 平成30年6月30日現在

1 为基関係主数料

| 1. 為 | 台区 | 31 7 | 补于 安 | X 71 | | |
|------------------|-------------|--|------------------|---------------------------|----------|-------------------------|
| 振込手数料 | | | _ | 支店宛 | 他行宛 | |
| | | | | 同一店内 | 他店宛 | |
| ø | i= \1 | , | 3 万円 未満 | 108円 | 216円 | 非会員 648 円 会員 540 円 |
| 窓口: | 振 込 | (1) | 3 万円 以上 | 324円 | 432円 | 非会員 864 円 会員 756 円 |
| | | カー | 3万円 | 108円 | 108円 | 非会員 432円 |
| | | カードによる! | 3万円 | 108円 | 216円 | 会員 324 円 非会員 648 円 |
| ATM 掂 | . 込 | る場合現る | 3万円 | | | 会員 540円 |
| | | 現金による | 未 満 3万円 | 108円 | 108円 | 432円 |
| | | 場合 | 以上3万円 | 324円 | 324円 | 648円 非会員 432円 |
| HBによ | | | 未満 | 無料 | 108円 | 会員 324円 |
| テレホンパ: モバイルパ: | | | 以上 | 無料 | 216円 | 非会員 648 円 会員 540 円 |
| | | _ | 三 | 無料 | | |
| インター | ネット | | 3万円 未満 | 無料 | 108円 | 324円 |
| バンキ | | | 3万円 以上 | 無料 | 216円 | 540円 |
| | | i. | 可一顧客 | 無料 | | I |
| 自動; | | | 3万円 未満 | 108円 | 108円 | 非会員 432円 会員 324円 |
| サート | ビス | 3 | 3万円 以上 | 108円 | 216円 | 非会員 648 円 会員 540 円 |
| 給 . | 5 | 振 | 込 | 無 | 料 | 108円 |
| | 契約書条 | 件を消 | たさない場合 | | 窓口 | 料金 |
| | ファー | <i>Ы</i> | 「ンキング | | | 1,080円 |
| 機 | ホーム | 7/1, | ンキング | | | |
| 能(サ月 | テレホンバンキング | | | 無料 | | |
| , イ額 ビ基 | モバイ | <i>\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\</i> | 「ンキング | | NIV. | 1-1 |
| ス本 | インターネ | ットパ | ンキング (個人) | | | |
| 料金 | インターネ | ットパ | ンキング(法人) | | | 2,160円 |
| | データ伝送 | | 総振・給振 (1 契約ごと | | 1,080円 | |
| | 当金本支 | | | ,) | | 216円 |
| | | | 甲府 | 山梨県内 | 9店舗 | 432円 |
| | | | 交換 | 神奈川県 | 内店舗 | 648円 |
| 代 | | Ī | 東京 | 山梨県内 | 店舗 | 648円 |
| 代金取立 | | | 交換 | 神奈川県 | 内店舗 | 216円 |
| 並 | 他行 | ī | 横浜 | 山梨県内 | 店舗 | 648円 |
| | | | 交換 | 神奈川県 | 内店舗 | 216円 |
| | | Ì | 普通扱し | | | 864円 |
| | | Ī | 至急扱し | ハ(速達 | 郵便) | 1,080円 |
| | | | 旅館クー | -ポン券 | 1枚 | 648円 |
| | 当金 | 庫 | 本支 | 店 | | 無料 |
| | | | 甲府 | 山梨県内 | 7店舗 | 216円 |
| Ф | | 交換 | | 神奈川県 | | 648円 |
| 出納代手 | 他行 | ₌ | 東京 | 山梨県内 | | 648円 |
| 代手 | . احدا | 1 | 交換 | 神奈川県 | 内店舗 | 無料 |
| | | | 横浜 | 山梨県内 | | 648円 |
| | L. | | 交換 | 神奈川県 | | 無料 |
| | | | t(SC) | 山梨県タ | | 648円 |
| 送金 | 当金庫本支店宛、他行宛 | | | 864円 | | |
| | | | | 司一店内 |) | 324円 |
| 不 | - | | 依頼(| | | 324円 |
| <u>-</u> 渡り | _ | | 依頼(作 | | - /IL/-> | 648円 |
| · 組 | - | | | <i>、</i> (本支尼 | | |
| 戻し | - | | | 料(本支属 | | 864円 |
| Ü | | _ | | 料 (本支属 料 <i>(</i> **支属 | | |
| 取次ぎ | 他行列 | 包地 | 方税等耳 | 料(本支) | | 432円 |
| 事務 | 「文書 | 振汕 | 2]納付 | 書1通 | | 432円 |
| | | | | | | |

| 取引履歴証明発行 | 1 枚につき | 108円 |
|-----------|-----------------------|--------|
| | 依頼人所定用紙による発行 | 2,160円 |
| | 監査法人所定用紙による発行 英文発行 | 3,240円 |
| 残高証明書 | | 1,080円 |
| 茂 同 証 坍 音 | 定期発行 | 324円 |
| | 都度発行 | 648円 |
| | 年末住宅取得控除用 | 540円 |
| 利息証明書 | | 540円 |
| 取引明細書 | | 540円 |

3. 小切手帳等・カード発行手数料

| | 小切手帳(1 冊 50 枚) 署名鑑関係なく | | 2,160円 |
|----------------|---------------------------------|-----------------|---------|
| 小切手帳等 | 約束手形・為替手形 (1 冊 25 枚) 署名鑑関係なく | | |
| 3. 93 3 120 13 | マル専手形 | □座開設 | 10,800円 |
| | マル守士ル | 手形 1 枚 | 1,080円 |
| | 自己宛小切手(1枚) | | 648円 |
| 署名鑑登録時・変更時 | | | 3,240円 |
| | キャッシュ (汚損・破損 | カード ・紛失・盗難) | 1,080円 |
| 再 発 行 | 合併によるカードの切替 | | 540円 |
| + | 通帳・証書 (汚損・破損 | ・紛失・盗難) | 1,080円 |
| | 返済予定表 | | 540円 |

4. ATM 利用料

| ATM 利用料 | 平日午後 6 時まで (土曜午後 2 時まで) | 無料 |
|-------------------|----------------------------|------|
| (当金庫のお客 | 平日午後6時~午後9時まで | 108円 |
| 様が当金庫の | 土曜午後2時~午後7時まで | 108円 |
| ATM をご利用 した場合) | 日曜午前9時~午後7時まで | 108円 |
| 012-33101 | 祝日午前9時~午後7時まで | 108円 |

5. 融資関係手数料

| | | 1千万円未満 | 10,800円 |
|--------------|---------------|---------------------------------|---------------|
| | 不動産担保調査 | 1千万円以上2千万円未満 | 21,600円 |
| | | 2千万円以上3千万円未満 | 32,400円 |
| | | 3千万円以上5千万円未満 | 43,200円 |
| | 手数料 | 5千万円以上1億円未満 | 64,800円 |
| | | 1 億円以上 | 86,400円 |
| | | 販売用商品物件で、未実行(入 札不調・任売不調等)の場合 | 10,800円 |
| 不動産担保関係 | 設定変更 | 極度・順位・債務者 変更・譲渡・譲受 | 32,400円 |
| | 手数料 | 物件追加 (当初から の設定条件を除く) | 32,400円 |
| | 遠隔地 手数料 | 営業地区外 (調査・変更時) | 実費をいた だきます |
| | 無担保住宅口 | 一ン(保証付を除く) | 10,800円 |
| | 抹 消 手数料 | 根抵当権の場合 | 10,800円 |
| | | 普通抵当権の場合 | 無料 |
| | | 地公体道路用地提供等 | 無料 |
| 証書貸付 | 全額繰上返済 手数料 | 借入日から 1 年未満 | 無料 |
| (住宅ローン・ | | 1年以上 | 5,400円 |
| 保証付消費者ローン以外) | 変更契約手数料 | 借入日から 1 年未満 | 無料 |
| ローノ以外) | (一部繰上を含む) | 1年以上 | 10,800円 |
| | 固定金利 | 固定から変動への切替 | 無料 |
| | 選択型 | 固定金利選択の都度 | 5,400円 |
| | | 借入日から 1 年未満 | 無料 |
| 住宅ローン | 全額繰上返済 | 1年以上10年未満 | 32,400円 |
| | 手数料 | 10年以上 20年未満 | 21,600円 |
| | | 20 年以上 | 10,800円 |
| | 変更契約手数料 | 借入日から 1 年未満 | 無料 |
| | (一部繰上を含む) | 1年以上 | 10,800円 |

2. 証明書関係手数料 (信金中金代理貸を含む)

| | 全額繰上返済 | 借入日から 1 年未満 | 無料 |
|----------------|-----------|-----------------|--------|
| 保証付消費 | 手数料 | 1年以上 | 5,400円 |
| 者ローン | 変更契約手数料 | 借入日から 1 年未満 | 無料 |
| | (一部繰上を含む) | 1年以上 | 5,400円 |
| //s ==== | 信金中金 | 期限前(全部·一部)弁済手数料 | 5,400円 |
| 代 理 貸(委託先へ納付) | 国民生活事業 | 期限前(全部·一部)弁済手数料 | 無料 |
| (Z0026 - 1111) | 中小企業事業 | 期限前(全部·一部)弁済手数料 | 注1 |

注 1 平成 18 年 7 月以降の貸付分については、所定の手数料徴求

| 融資証明関係 | 事業性の場合 | | 21,600円 |
|----------------|----------------------|------------------|---------|
| 附貝証明判除 | 事業性」 | 以外の場合 | 6,480円 |
| 有 価 証 券担 保 関 係 | 有価証券担保設定手数料 | | 5,400円 |
| 担保関係 | 設定変更(| 差替え等)手数料 ※抹消を除く | 3,240円 |
| | □ 太 座型 | 5千万円以下 | 3,240円 |
| 当座貸越関係 | | 5 千万円超 1 億円以下 | 5,400円 |
| | | 1 億円超 | 10,800円 |
| | オーナー・カードローン口座管理料(年間) | | 2,160円 |
| 所长乳中目点 | 火災保険質権設定手数料(1件) | | 1,080円 |
| 質権設定関係 | 預金質権設定手数料(1件) | | 10,800円 |
| | 管掘 | 根保証 売掛債権先 | 5,400円 |
| 融資管理関係 | 理手数料 料 | 個別保証 売掛債権先 | 5,400円 |
| そ の 他 | 確定日付設定手数料 | | 1,080円 |

6. 両替手数料・硬貨入出金手数料

| | 100 枚まで | 無料 |
|-------------|---|---------|
| | 101~300枚 | 108円 |
| | 301~500枚 | 216円 |
| 両替手数料 | 501~1,000枚 | 324円 |
| | 1,001 枚以上 1,000 枚毎 | 324 円加算 |
| | ①同一金種への交換(新券への交換含む) ②汚損した現金の交換 ③記念硬貨の交換 | 無料 |
| | 500 枚まで | 無料 |
| | 501 ~ 1,000 枚 | 324円 |
| 大量硬貨入出金手数料 | 1,001 ~ 2,000 枚 | 648円 |
| | 2,001 ~ 3,000 枚 | 972円 |
| 但し、事業性資金の場合 | 3,001 ~ 4,000 枚 | 1,296円 |
| (1 件当たり) | 4,001~5,000枚 | 1,620円 |
| | 以後 1,000 枚毎に 324 円を 金額 | 加算した |

7. 保管業務・その他手数料

| 7. 体自未颁 6. 0. 他丁奴代 | | | |
|-----------------------|-------------------|---------|--------------------|
| 貸金庫利用手数料 (年間) | | 山梨県内店舗 | 9,072円~ 19,440円 |
| 年間 | , | 神奈川県内店舗 | 19,440円 |
| | | 山梨県内店舗 | 19,440円 |
| 夜間金庫 | | 神奈川県内店舗 | 25,920円 |
| 利用手数料 | 専用入金 | 金帳 1冊 | 5,400円 |
| | 鞄 1 (| 固 (年間) | 12,960円 |
| | 1 千万円未満 | | 21,600円 |
| 株式(出資) 払込事務 | 1千万円以上 | | 43,200円 |
| 五 之 事 初 | 払込金受付票 | | 無料 |
| | | FD 扱い | 108円 |
| □ 座 振 替 | | 帳票扱い | 216円 |
| (請求1件) | 集金代行 による 場合 | 月額基本料 | 2,160円 |
| | | 請求 1 件 | 140円 |
| 出資証券再発行 | | | 1,080円 |
| 個 人 情 報 | 基本項目の場合 | | 540円 |
| 開示手数料 | | | 1,080円 |
| 税務調査等諸調査、照会等に関わる調査手数料 | | | 54円 |

[・]上記一覧表は各手数料の一部を説明したものです。 詳細については各営業店窓口にお問い合わせ下さい。

資料編

目 次

| 財務情報 |
|------------------------------------|
| 貸借対照表 25 |
| 損益計算書26 |
| 剰余金処分計算書 26 |
| 貸借対照表の注記 27 |
| 損益計算書の注記 31 |
| 報酬体系について31 |
| |
| |
| 経営指標 |
| 最近5年間の主要な経営指標の推移 32 |
| 主要な業務の状況を示す指標32 |
| 業務粗利益32 |
| 資金運用収支の内訳33 |
| 受取・支払利息の増減33 |
| 利鞘·······33 利益率·····33 |
| 利益率 33 預金に関する指標 33 |
| 預金積金及び譲渡性預金平均残高·······33 |
| 関本模立及び譲渡性関立平均残高33 定期預金残高33 |
| 貸出金等に関する指標・・・・・・ 34 |
| 貸出金平均残高34 |
| 貸出金残高·······34 |
| 貸出金の担保別内訳34 |
| 債務保証見返の担保別内訳34 |
| 資金使途別残高34 |
| 預貸率34 |
| 貸出金業種別内訳34 |
| 有価証券に関する指標 35 |
| 有価証券期末残高・平均残高35 |
| 預証率······35 有価証券の残存期間別残高·····35 |
| 有個証券の残存期间が残高 |
| 満期保有目的の債券36 |
| その他有価証券36 |
| 時価を把握することが極めて困難と |
| 認められる有価証券36 |
| 金銭の信託36 |
| デリバティブ取引36 |

| 信用金庫法上の不良債権 | 37 |
|--|------|
| 金融再生法開示債権とリスク管理債権の状況・ | . 37 |
| 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 | . 38 |
| 定量的開示事項 | 39 |
| 自己資本の構成に関する事項 | . 39 |
| 自己資本の充実度に関する事項 | . 40 |
| 信用リスクに関する事項 | |
| 信用リスク削減手法に関する事項 | |
| 派生商品取引及び長期決済機関取引の | |
| 取引相手のリスクに関する事項 | • 43 |
| 証券化エクスポージャーに関する事項 | • 43 |
| 出資等エクスポージャーに関する事項 | |
| 金利リスクに関する事項 | . 42 |
| 定性的開示事項 | 45 |
| 山梨信用金庫グループの | |
| 主要な事業の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 47 |
| 子会社等の状況 | |
| 連結自己資本比率 | |
| | 47 |
| 信用金庫法第89条 (銀行法第21条準用) に基づく開示項目 ···································· | 48 |





財務情報

貸借対照表

(単位:百万円)

| 科目 | 第93期 平成29年3月31日現在 | 第94期 平成30年3月31日現在 |
|-------------|----------------------|----------------------|
| (資産の部) | | |
| 現金 | 6,375 | 6,913 |
| 預け金 | 149,152 | 154,435 |
| 買入金銭債権 | 813 | 320 |
| 有価証券 | 114,579 | 109,393 |
| 国債 | 33,937 | 30,711 |
| 地方債 | 19,403 | 17,787 |
| 社債 | 52,560 | 49,515 |
| 株式 | 929 | 926 |
| その他の証券 | 7,747 | 10,452 |
| 貸出金 | 171,363 | 174,074 |
| 割引手形 | 943 | 1,462 |
| 手形貸付 | 27,203 | 27,842 |
| 証書貸付 | 137,321 | 139,010 |
| 当座貸越 | 5,894 | 5,759 |
| その他資産 | 3,109 | 3,250 |
| 未決済為替貸 | 86 | 117 |
| 信金中金出資金 | 2,139 | 2,139 |
| 前払費用 | 11 | 9 |
| 未収収益 | 383 | 408 |
| その他の資産 | 489 | 574 |
| 有形固定資産 | 6,115 | 5,982 |
| 建物 | 1,416 | 1,325 |
| 土地 | 3,694 | 3,686 |
| リース資産 | 280 | 222 |
| その他の有形固定資産 | 723 | 747 |
| 無形固定資産 | 84 | 75 |
| ソフトウェア | 7 | 4 |
| リース資産 | 7 | 5 |
| その他の無形固定資産 | 70 | 65 |
| 前払年金費用 | 322 | 380 |
| 繰延税金資産 | 926 | 780 |
| 債務保証見返 | 1,503 | 1,120 |
| 貸倒引当金 | △ 7,853 | △ 7,262 |
| (うち個別貸倒引当金) | (\(\triangle 7,711\) | (△ 7,160) |
| | | |
| 資産の部合計 | 446,491 | 449,465 |

| 科目 | 第 93期 平成29年3月31日現在 | 第94期 平成30年3月31日現在 |
|--------------|------------------------------|----------------------|
| (負債の部) | | |
| 預金積金 | 421,482 | 424,392 |
| 当座預金 | 5,939 | 6,675 |
| 普通預金 | 140,553 | 146,897 |
| 貯蓄預金 | 2,094 | 2,020 |
| 通知預金 | 239 | 272 |
| 定期預金 | 247,875 | 243,594 |
| 定期積金 | 18,902 | 20,099 |
| その他の預金 | 5,876 | 4,833 |
| 借用金 | 6,114 | 5,360 |
| 借入金 | 6,114 | 5,360 |
| その他負債 | 1,135 | 1,119 |
| 未決済為替借 | 148 | 223 |
| 未払費用 | 170 | 152 |
| 給付補填備金 | 8 | 8 |
| 未払法人税等 | 13 | 13 |
| 前受収益 | 184 | 170 |
| 払戻未済金 | 47 | 55 |
| 払戻未済持分 | 3 | 3 |
| 職員預り金 | 201 | 199 |
| リース債務 | 287 | 228 |
| 資産除去債務 | 15 | 15 |
| その他の負債 | 55 | 48 |
| 賞与引当金 | 117 | 110 |
| その他の引当金 | 44 | 24 |
| 債務保証 | 1,503 | 1,120 |
| 負債の部合計 | 430,398 | 432,129 |
| (純資産の部) | | |
| 出資金 | 10,366 | 10,345 |
| 普通出資金 | 4,066 | 4,045 |
| 優先出資金 | 6,300 | 6,300 |
| 資本剰余金 | 179 | 179 |
| 資本準備金 | 179 | 179 |
| 利益剰余金 | 5,213 | 6,440 |
| 利益準備金 | 571 | 700 |
| その他利益剰余金 | 4,642 | 5,739 |
| 特別積立金 | 3,067 | 4,080 |
| (うち目的積立金) | (3,067) | (4,080) |
| 当期未処分剰余金 | 1,575 | 1,659 |
| 処分未済持分 | △0 | △0 |
| 会員勘定合計 | 15,758 | 16,964 |
| その他有価証券評価差額金 | 335 | 371 |
| 評価・換算差額等合計 | 335 | 371 |
| 純資産の部合計 | 16,093 | 17,335 |
| 負債及び純資産の部合計 | 446,491 | 449,465 |

損益計算書

(単位:千円)

| | | (単位:十円) |
|----------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 科目 | 第93期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日) | 第94期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日) |
| 経常収益 | 6,245,798 | 6,218,770 |
| 資金運用収益 | 4,787,241 | 4,679,190 |
| 貸出金利息 | 3,782,370 | 3,664,997 |
| 預け金利息 | 270,439 | 241,263 |
| 有価証券利息配当金 | 681,994 | 717,117 |
| その他の受入利息 | 52,436 | 55,812 |
| 役務取引等収益 | 625,101 | 602,361 |
| 受入為替手数料 | 310,547 | 307,164 |
| その他の役務収益 | 314,554 | 295,197 |
| その他業務収益 | 366,748 | 100,685 |
| 国債等債券売却益 | 308,966 | 7,959 |
| その他の業務収益 | 57,782 | 92,726 |
| その他経常収益 | 466,706 | 836,532 |
| 貸倒引当金戻入益 | 115,742 | 409,738 |
| 償却債権取立益 | 266,735 | 295,843 |
| 株式等売却益 | 59,508 | 90,305 |
| その他の経常収益 | 24,719 | 40,645 |
| 経常費用 | 4,892,257 | 4,658,448 |
| 資金調達費用 | 132,086 | 109,726 |
| 預金利息 | 105,239 | 84,916 |
| 給付補填備金繰入額 | 4,167 | 3,354 |
| 借用金利息 | 21,638 | 20,398 |
| その他の支払利息 | 1,041 | 1,056 |
| 役務取引等費用 | 395,990 | 406,633 |
| 支払為替手数料 | 120,321 | 121,058 |
| その他の役務費用 | 275,669 | 285,575 |
| その他業務費用 | 1,341 | 2,241 |
| その他の業務費用 | 1,341 | 2,241 |
| 経費 | 4,180,659 | 4,018,456 |
| 人件費 | 2,620,116 | 2,475,137 |
| 物件費 | 1,487,881 | 1,473,094 |
| 税金 | 72,661 | 70,224 |
| その他経常費用 | 182,179 | 121,389 |
| 貸出金償却 | 142,915 | 71,775 |
| 株式等売却損 | _ | 10,524 |
| 株式等償却 | 999 | _ |
| その他資産償却 | _ | 5,624 |
| その他の経常費用 | 38,264 | 33,465 |
| 経常利益 | 1,353,540 | 1,560,322 |
| 特別損失 | 4,923 | 19,764 |
| 固定資産処分損 | 855 | 444 |
| 減損損失 | 4,067 | 19,319 |
| 税引前当期純利益 | 1,348,617 | 1,540,557 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 17,046 | 14,588 |
| 法人税等調整額 | 37,484 | 132,582 |
| 法人税等合計 | 54,531 | 147,141 |
| 当期純利益 | 1,294,085 | 1,393,386 |
| 繰越金(当期首残高) | 267,955 | 249,450 |
| 90周年記念事業積立金取崩額 | 13,000 | 17,000 |
| 当期未処分剰余金 | 1,575,041 | 1,659,836 |

剰余金処分計算書

(単位:円)

| | | (+12.13) |
|----------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 科目 | 第93期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日) | 第94期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日) |
| 当期未処分剰余金 | 1,575,041,233 | 1,659,836,841 |
| 90 周年記念事業積立金取崩額 | _ | 20,000,000 |
| 剰余金処分額 | 1,325,591,161 | 1,355,563,357 |
| 利益準備金 | 129,408,599 | 139,338,676 |
| 普通出資に対する配当金 | (年1.00%) 40,182,562 | (年1.00%) 40,224,681 |
| 優先出資に対する配当金 | (年1.00%) 126,000,000 | (年1.00%) 126,000,000 |
| 特別積立金 (優先出資消却積立金) | 1,000,000,000 | 1,000,000,000 |
| 特別積立金 (店舗新設修繕積立金) | 30,000,000 | 30,000,000 |
| 特別積立金 (周年行事積立金) | _ | 20,000,000 |
| 繰越金(当期末残高) | 249,450,072 | 324,273,484 |

当金庫では、第93期(平成28年度)および第94期 (平成29年度)の貸借対照表、損益計算書および剰 余金処分計算書について、信用金庫法第38条の2第 3項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査 を受けております。

平成29年度における貸借対照表、損益計算書及び 剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適 正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を 確認しております。

平成30年6月27日

山梨信用金庫

^{理事長} 五味節夫

貸借対照表の注記 (記載上の注意)

- 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- 3. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- 4. 有形固定資産 (リース資産を除く) の減価償却は、定率法 (ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物 (建物附属設備を除く。) 並びに平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物付属設備および構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 34年~47年 その他 3年~20年

- 5. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残存保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下)破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下)実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき計上しております。

エ記念がら、優福にこめては、過去が、足が高にものも質問失順がご弁出りに質問失順中に至って引上りてもから。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を 取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 38.422 百万円であります。

- 8. 退職給付債務及び引当金
 - (1) 採用している退職給付制度の概要

当金庫は、確定給付型の制度として、全国信用金庫厚生年金基金に加入しております。また、平成 16 年 12 月 1 日より従来の確定給付型の他に確定拠出型制度も採用し、併用型の退職給付制度としております。

- (2) 退職給付債務及び費用に関する事項(全国信用金庫厚生年金基金に対する債務を除く)
 - イ. 計算結果の結果 (割引率: 期末 0.196%加重平均割引率)

(1) 平成 29 年 4 月 1 日現在 退職給付債務 1,399,461,000 円 (2) 平成 29 年度勤務費用 81,567,000 円 (3) 平均残存勤務年数 11.8 年

□.計算結果の明細(割引率:0.196%)

⑦期末における退職給付債務

| 確定給付企業年金制度 | 金額 (千円) |
|-------------------|-----------|
| ①期首における退職給付債務 | 1,399,461 |
| ②勤務費用(従業員掛金拠出額含む) | 81,567 |
| ③利息費用 | 3,373 |
| ④数理計算上の差異の当期発生額 | 2,423 |
| ⑤退職給付の支払額 | △130,748 |
| ⑥過去勤務費用の当期発生額 | _ |

八. 平成29年度末貸借対照表(平成30年3月31日現在) (単位:千円)

| 71. 下版 25 平皮水桑旧内派武(下版 36 平 3 万 3 1 日 3 亿) | (1111) |
|---|-----------|
| 退職給付債務 | 1,356,076 |
| 年金資産 | 1,742,733 |
| 未積立退職給付債務 | △386,657 |
| 会計基準変更時差異の未処理額 | _ |
| 未認識過去勤務債務 | _ |
| 未認識数理計算上の差異 | △6,157 |
| 退職給付引当金 | _ |
| 前払年金費用 | △380,499 |
| | |

(注) 未認識数理計算上の差異については、翌年度より定額法にて費用処理。 処理年数は5年。

- 9. 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
 - なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

1,356,076

① 制度全体の積立状況に関する事項 (平成 29 年 3 月 31 日現在)

年金資産の額1,634,392 百万円年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額1,793,308 百万円差引額△158,915 百万円

- ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合 [平成 29 年 3 月分] 0.3602%
- ③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 214,616 百万円 (及び別途積立金 55,700 百万円) であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間 19 年 0 ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金 166 百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- 10. 賞与引当金は職員の賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- 11. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
- 12. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 13. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 14. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額は5百万円であります。
- 15. 子会社等の株式又は出資金の総額 20 百万円であります。
- 16. 子会社等に対する金銭債務総額27百万円であります。
- 17. 有形固定資産の減価償却累計額は6,559百万円であります。
- 18. 貸出金のうち、破綻先債権額は 589 百万円、延滞債権額は 15,008 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして 未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。) のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号) 第 96 条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は41百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

20. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は434百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務 者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

21 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は16,074百万円であります。

なお、18. から21. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- ローン・パーティシペーションで、日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 [ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示] に基づいて、当金庫が 22. 参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の事業年度末残高の総額は、122百万円であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自 由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,462百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産: 有価証券 2,699 百万円、預け金 11,624 百万円、担保資産に対応する債務: 預金 172 百万円、借用金 5,307 百万円

- 上記のほか、手形交換保証金・水道局収納事務保証金として現金6百万円、為替決済取引等の担保として預け金(定期預け金)9,000百万円を差し入れております。
- 25 出資1口当たりの純資産額134円19銭であります。
- 26. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理 (ALM) をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されており、このうち、外国証券の一部銘柄については、クー ポン部分について為替の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、融資事務取扱規程、管理債権規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、 信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部及び管理部により行われ、また、定期的に常勤役員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。 さらに、与信管理の状況については、監査部等がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

- ② 市場リスクの管理
- (i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規程、要領及び細則において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定されたリスク管理に関する方針に 基づき、常勤役員会及び理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総合企画部及びALM委員会において金融資産や負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリン グを行い、月次ベースで常勤役員会に報告するとともに、四半期毎に理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、毎月、所定の方法によりリスク量等のモニタリングを行い、月次ベースで常勤役員会に報告するとともに、四半 期毎に理事会に報告しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、常勤役員会の方針に基づき、余裕資金運用規程に従い行われております。

このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前協議、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リス クの軽減を図っております。

事業推進目的で保有している株式については、総合企画部において取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は、総合企画部により経営陣に定期的に報告されるほか、常勤役員会及び理事会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借 用金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値を用いた経済価値の変 動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を 分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、当事業年度末現在、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の 99 パーセンタイル値を用いた経済価値は、2,725 百万円減 少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、日次ベースで資金管理を行い、資金調達額や資金繰りの状況等についてモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会及び常勤役員会に 報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定において は一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金、預け金及び預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の算定方法については(注1)参照)。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

| (| | | | |
|---------------|----------|---------|-------|--|
| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 | |
| (1) 預け金(*1) | 154,435 | 154,807 | 371 | |
| (2) 有価証券 | | | | |
| 満期保有目的の債券 | 37,006 | 37,815 | 809 | |
| その他有価証券 | 72,345 | 72,345 | _ | |
| (3)貸出金(*1) | 174,074 | | | |
| 貸倒引当金(*2) | △6,931 | | | |
| | 167,143 | 170,004 | 2,861 | |
| 金融資産計 | 430,931 | 434,972 | 4,041 | |
| (1) 預金積金 (*1) | 424,392 | 424,348 | △44 | |
| (2)借用金(*1) | 5,360 | 5,415 | 54 | |
| 金融負債計 | 429,753 | 429,763 | 10 | |

- (*1) 預け金、貸出金、預金積金、借用金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。
- (*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、無リスク利子率で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については28.から32.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①~③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

- ① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)
- ② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
- ③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を無リスク利子率で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、無リスク利子率を用いております。

(2) 借用金

・ 借用金は、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を無リスク利子率で割り引いて現在価値を算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

| | (+12.0711) |
|-------------|------------|
| 区 分 | 貸借対照表計上額 |
| 子会社株式(*1) | 20 |
| 非上場株式(* 1) | 21 |
| 信金中金出資金(*1) | 2,139 |
| 合 計 | 2,181 |

(*1) 左記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難 と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は、次のとおりであります。これらには「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。 以下、32. まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

| | \ | 半四.日刀口/ | | |
|--------|-----|--------------|--------|-----|
| | 種類 | 貸借対照表 計上額 | 時 価 | 差額 |
| | 国債 | 17,908 | 18,580 | 672 |
| 時価が貸借対 | 地方債 | 3,099 | 3,157 | 58 |
| 照表計上額を | 社債 | 15,598 | 15,681 | 83 |
| 超えるもの | その他 | - | _ | _ |
| | 小 計 | 36,606 | 37,420 | 814 |
| | 国債 | - | _ | _ |
| 時価が貸借対 | 地方債 | - | _ | _ |
| 照表計上額を | 社債 | - | - | _ |
| 超えないもの | その他 | 400 | 395 | △4 |
| | 小 計 | 400 | 395 | △4 |
| 合 | 計 | 37,006 | 37,815 | 809 |
| | | | | |

その他有価証券

(単位:百万円)

| ての他有個証分(単位・日) | | | | | | |
|------------------|-----------------------|--------------|--------|-------|--|--|
| | 種類 | 貸借対照表 計上額 | 取得原価 | 差額 | | |
| | 株式 | 603 | 504 | 98 | | |
| | 債券 | 46,576 | 45,361 | 1,214 | | |
| 貸借対照表計 | 国債 | 8,416 | 8,021 | 394 | | |
| 上額が取得原 価を超えるも | 地方債 | 11,450 | 11,163 | 286 | | |
| の | 社債 | 26,709 | 26,176 | 533 | | |
| | その他 | 2,924 | 2,853 | 71 | | |
| | 小 計 | 50,104 | 48,719 | 1,384 | | |
| | 株式 | 282 | 296 | △14 | | |
| | 債券 | 14,831 | 15,024 | △192 | | |
| 貸借対照表計 | 国債 | 4,386 | 4,464 | △78 | | |
| 上額が取得原 価を超えない | 地方債 | 3,237 | 3,280 | △42 | | |
| 個を超えない | 社債 | 7,208 | 7,279 | △70 | | |
| 0.5 | その他 | 7,127 | 7,791 | △663 | | |
| | 小 計 | 22,241 | 23,112 | △871 | | |
| 合 | 合 計 72,345 71,832 513 | | | | | |

- 29. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
- 30. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位:百万円)

| | | | (+12.0)11) |
|-----|-------|---------|------------|
| | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
| 株式 | 468 | 90 | 10 |
| 債券 | 1,307 | 7 | _ |
| 国債 | _ | _ | _ |
| 地方債 | 401 | 1 | _ |
| 社債 | 906 | 6 | _ |
| その他 | _ | _ | _ |
| 合 計 | 1,776 | 98 | 10 |

- 31. 当事業年度中に保有目的を変更した有価証券はありません。
- 32. 有価証券(売買目的有価証券を除く)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べ著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、原則として当事業年度末における時価の帳簿価額に対する下落率が 30%以上 50%未満のものについては市場価格の推移や当該企業の業況及び時価下落要因等を総合的に判断し早期の回復が見込み難いと判定したものとしており、また下落率が 50%以上のものについては一律「著しく下落した」と判断することとしております。

時価評価されていない主な有価証券のうち、当該有価証券の実質価値が取得原価に比べて著しく下落しており、実質価値が取得原価まで回復する見込がある と認められないものについては、当該実質価値をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理しております。

また、実質価値が「著しく下落した」と判断するための基準は、当該有価証券の実質価値の帳簿価額に対する下落率が 50%以上のものとしております。

33. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、お客様からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、17,918 百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が6,908 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づきお客様の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

34. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

| 深延忧並貝 住 | |
|----------------|-----------|
| 貸出金部分直接償却有税分 | 9,799 百万円 |
| 貸倒引当金損金算入限度超過額 | 1,978 |
| 貸出金未収利息不算入調整分 | 105 |
| 競売配当金処理否認分 | 657 |
| 減価償却超過額 | 80 |
| 繰越欠損金 | 52 |
| その他有価証券評価差額金 | 174 |
| その他 | 277 |
| 繰延税金資産小計 | 13,127 |
| 評価性引当額 | 11,924 |
| 繰延税金資産合計 | 1,202 |
| 繰延税金負債 | |
| 前払年金費用 | 105 |
| その他有価証券評価差額金 | 316 |
| 繰延税金負債合計 | 422 |
| 繰延税金資産の純額 | 780 |

損益計算書の注記(記載上の注意)

- 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 2. 子会社との取引による費用総額は84,952千円であります。

(単位:百万円)

| 属性 | 会社等の名称 | 議決権等の所有 (被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|-----|----------------|--------------------|---------------------------|-----------------------|------|------|------|
| 子会社 | 富士ビジネス サービス(株) | 100% | 事務用備品・PR頒布品等の 購入、在庫管理等 | 事務用備品・PR頒布品等の 仕入れ等 | 84 | 未払費用 | 5 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 取引金額には消費税等を含めております。
- (注2) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当庫が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
- 3. 出資1口当たりの当期純利益金額は15円62銭であります。
- 4. 退職給付費用

平成 29 年度末 損益計算書 (平成 30 年 3 月 31 日現在)

(単位:千円)

| | 項目 | 確定給付企業年金制度 |
|-----|-------------------|------------|
| 退職紀 | 付費用 (①+②+③+④+⑤+⑥) | △ 3,231 |
| | ①勤務費用 | 81,567 |
| 内 | ②利息費用 | 3,373 |
| PA | ③過去勤務債務の費用処理額 | _ |
| | ④会計基準変更時差異の処理金額 | _ |
| 容 | ⑤数理計算上の差異の費用処理額 | △ 52,386 |
| | ⑥期待運用収益 (2.0%) | △ 35,785 |

上記以外に、企業型確定拠出年金への拠出額及び全国信用金庫厚生年金基金への掛金を退職給付費用として処理しており、その金額は201,319千円であります。

5. 当事業年度において、市場価格の著しい低下により以下の資産について回収可能価額まで減額し、当該減少額 19 百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

(単位:百万円)

| | | (| ш. Ш/Л Л/ |
|---------|---------|-------------------|-----------|
| 地域 | 主な用途 | 種類 | 減損損失 |
| 山梨・静岡県内 | 遊休資産9か所 | その他の有形固定資産(土地・建物) | 19 |
| 合計 | - | _ | 19 |

当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。

なお、資産のグルーピング方法は、管理会計上最小区分である営業店単位 (ただし、連携して営業を行っている営業店グループは、当該グループ単位) でグルーピングを行っておりますが、金庫全体に関連する資産(本部使用資産、各厚生施設) は共用資産とし、遊休資産については各々独立した単位として取り扱っております。

<報酬体系について>

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。 そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

- (2) 平成 29 年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、48 百万円です。
 - (注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。
 - 2. 上記の内訳は、「基本報酬」48百万円であり、「賞与」の実績はありませんでした。
 - 3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成 29 年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
 - 2. 「同等額」は、平成28年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
 - 3. 平成 29 年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

経営指標

最近5年間の主要な経営指標の推移

| | 平成 25 年 | 度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------------------------|-----------|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 経常収益 | 7,030,511 | 千円 | 6,921,870 | 6,708,926 | 6,245,798 | 6,218,770 |
| 経常利益 | 1,190,055 | 千円 | 1,026,262 | 1,491,881 | 1,353,540 | 1,560,322 |
| 当期純利益 | 1,021,650 | 千円 | 929,825 | 1,341,763 | 1,294,085 | 1,393,386 |
| 普通出資総額 | 4,089 | 百万円 | 4,041 | 4,063 | 4,066 | 4,045 |
| 優先出資総額 | 6,300 | 百万円 | 6,300 | 6,300 | 6,300 | 6,300 |
| 普通出資総□数 | 81,754 | Ŧ□ | 80,830 | 81,276 | 81,332 | 80,914 |
| 優先出資総□数 | 40,000 | Ŧロ | 40,000 | 40,000 | 40,000 | 40,000 |
| 純資産額 | 13,384 | 百万円 | 14,440 | 15,922 | 16,093 | 17,335 |
| 総資産額 | 424,531 | 百万円 | 429,104 | 432,325 | 446,491 | 449,465 |
| 預金積金残高 | 402,878 | 百万円 | 407,095 | 409,778 | 421,482 | 424,392 |
| 貸出金残高 | 179,575 | 百万円 | 172,585 | 169,865 | 171,363 | 174,074 |
| 有価証券残高 | 121,188 | 百万円 | 115,682 | 114,351 | 114,579 | 109,393 |
| 単体自己資本比率 | 9.25 | % | 9.72 | 10.37 | 10.56 | 11.02 |
| 普通出資に対する配当金(出資1口当たり) | 0.49 | 円 | 0.49 | 0.49 | 0.49 | 0.49 |
| 優先出資に対する配当金 (出資 1 □当たり) | 4.41 | 円 | 4.41 | 3.15 | 3.15 | 3.15 |
| 役員数 | 10 | 人 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| うち常勤役員数 | 6 | 人 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 職員数 | 470 | 人 | 465 | 458 | 448 | 421 |
| 会員数 | 69,089 | 人 | 68,575 | 67,953 | 67,419 | 66,730 |

⁽注)「単体自己資本比率」は、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

主要な業務の状況を示す指標

業務粗利益

(単位:千円)

| | | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|--------|--------------|-----------|-----------|
| 資金運用収支 | | 4,655,154 | 4,569,464 |
| | 資金運用収益 | 4,787,241 | 4,679,190 |
| | 資金調達費用 | 132,086 | 109,726 |
| 役科 | 務取引等収支 | 229,111 | 195,728 |
| | 役務取引等収益 | 625,101 | 602,361 |
| | 役務取引等費用 | 395,990 | 406,633 |
| その | の他の業務収支 | 365,407 | 98,443 |
| | その他業務収益 | 366,748 | 100,685 |
| | その他業務費用 | 1,341 | 2,241 |
| 業 | · 务粗利益 | 5,249,673 | 4,863,636 |
| 業科 | 务粗利益率 | 1.22% | 1.11% |

- (注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用(平成 28 年度 千円、 平成 29 年度 – 千円)を控除して表示しております。
 - 2. 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高× 100
 - 3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

■資金運用収支の内訳

| | | 平均残高 | (百万円) | 利息 | (千円) | 利回り | (%) |
|---|----------|----------|----------|-----------|-----------|----------|----------|
| | | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
| 資 | 金運用勘定 | 428,589 | 436,141 | 4,787,241 | 4,679,190 | 1.11 | 1.07 |
| | うち貸出金 | 168,129 | 168,780 | 3,782,370 | 3,664,997 | 2.24 | 2.17 |
| | うち預け金 | 143,608 | 152,017 | 270,439 | 241,263 | 0.18 | 0.15 |
| | うち買入金銭債権 | 1,078 | 439 | 2,549 | 1,126 | 0.23 | 0.25 |
| | うち有価証券 | 113,633 | 112,763 | 681,994 | 717,117 | 0.60 | 0.63 |
| 資 | 金調達勘定 | 420,679 | 427,552 | 132,086 | 109,726 | 0.03 | 0.02 |
| | うち預金積金 | 414,254 | 421,152 | 109,407 | 88,270 | 0.02 | 0.02 |
| | うち譲渡性預金 | _ | _ | _ | _ | _ | _ |
| | うち借用金 | 5,987 | 5,928 | 21,638 | 20,398 | 0.36 | 0.34 |

⁽注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高 (平成 28 年度 684 百万円、平成 29 年度 610 百万円) を控除して表示しております。

■受取・支払利息の増減

(単位:千円)

| | 平成 28 年度 | | 平成 29 年度 | | | | |
|---|----------|----------|-----------|-----------|---------|-----------|-----------|
| | | 残高による増減 | 利率による増減 | 純増減 | 残高による増減 | 利率による増減 | 純増減 |
| 受 | 取利息 | △ 45,376 | △ 408,526 | △ 453,903 | 23,603 | △ 135,030 | △ 111,426 |
| | うち貸出金 | △ 52,482 | △ 142,768 | △ 195,250 | 14,386 | △ 131,759 | △ 117,372 |
| | うち預け金 | 18,501 | △ 94,360 | △ 75,858 | 14,590 | △ 43,766 | △ 29,176 |
| | うちコールローン | _ | _ | _ | _ | _ | - |
| | うち有価証券 | △ 11,396 | △ 171,398 | △ 182,794 | △ 5,373 | 40,495 | 35,122 |
| 支 | 払利息 | 8,619 | △ 25,306 | △ 16,686 | 1,427 | △ 23,804 | △ 22,376 |
| | うち預金積金 | 756 | △ 16,708 | △ 15,952 | 1,633 | △ 22,770 | △ 21,136 |
| | うち譲渡性預金 | _ | _ | _ | _ | _ | _ |
| | うち借用金 | 7,863 | △ 8,597 | △ 733 | △ 205 | △ 1,034 | △ 1,239 |

⁽注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、1/2 ずつ増減しております。

利鞘

(単位:%)

| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|---------|----------|----------|
| 資金運用利回 | 1.11 | 1.07 |
| 資金調達原価率 | 1.02 | 0.96 |
| 総資金利鞘 | 0.09 | 0.11 |

■利益率

(単位:%)

| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-----------|----------|----------|
| 総資産経常利益率 | 0.310 | 0.351 |
| 総資産当期純利益率 | 0.296 | 0.313 |

経常 (当期純) 利益 (注) 総資産経常 (当期純) 利益率= - ×100 総資産(除く債務保証見返り)平均残高

預金に関する指標

■預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位:百万円)

| | | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|---|------------|----------|----------|
| 流 | 動性預金 | 150,997 | 155,682 |
| | うち有利息預金 | 127,182 | 131,438 |
| 定 | 期性預金 | 263,257 | 265,469 |
| | うち固定金利定期預金 | 245,131 | 246,077 |
| | うち変動金利定期預金 | 45 | 43 |
| そ | ·の他 | _ | _ |
| | 計 | 414,254 | 421,152 |
| 譲 | 渡性預金 | _ | _ |
| | 合 計 | 414,254 | 421,152 |

■定期預金残高

(単位:百万円)

| | | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|------|--------------|----------|----------|
| 定期預金 | | 247,875 | 243,594 |
| | 固定金利定期預金 | 247,829 | 243,551 |
| | 変動金利定期預金 | 45 | 42 |
| | その他 | _ | _ |
| | 773=13727337 | 45 | - |

固定金利定期預金:預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

^{2.} 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

^{2.} 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

⁽注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金+別段預金+納税準備預金 2. 定期性預金=定期預金+定期積金

^{3.} 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

貸出金等に関する指標

■貸出金平均残高

(単位:百万円)

| 項目 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|------|----------|----------|
| 手形貸付 | 25,093 | 25,318 |
| 証書貸付 | 136,088 | 136,800 |
| 当座貸越 | 5,822 | 5,689 |
| 割引手形 | 1,125 | 971 |
| 合 計 | 168,129 | 168,780 |

■貸出金残高

(単位:百万円)

| 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|----------|-------------------|
| 171,363 | 174,074 |
| 74,364 | 73,874 |
| 96,998 | 100,199 |
| | 171,363 74,364 |

■貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

| 項目 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | |
|-------------|----------|----------|--|
| 当金庫預金積金 | 5,906 | 5,987 | |
| 有価証券 | 337 | 314 | |
| 動産 | 11 | 9 | |
| 不動産 | 49,314 | 47,162 | |
| その他 | _ | _ | |
| 計 | 55,569 | 53,474 | |
| 信用保証協会・信用保険 | 49,498 | 49,758 | |
| 保証 | 7,949 | 7,482 | |
| 信用 | 58,345 | 63,359 | |
| 合 計 | 171,363 | 174,074 | |

■債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円)

| 項目 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------------|----------|----------|
| 当金庫預金積金 | 10 | 12 |
| 有価証券 | _ | _ |
| 動産 | _ | _ |
| 不動産 | 238 | 125 |
| その他 | 1,102 | 913 |
| 計 | 1,350 | 1,052 |
| 信用保証協会・信用保険 | 34 | 32 |
| 保証 | 0 | _ |
| 信用 | 126 | 99 |
| 合 計 | 1,511 | 1,184 |

■資金使途別残高

■貸出金業種別内訳

(単位:百万円、%)

| | 平成 2 | 8 年度 | 平成 29 年度 | | |
|------|----------|-------|----------|-------|--|
| | 貸出金残高構成比 | | 貸出金残高 | 構成比 | |
| 設備資金 | 64,527 | 37.6 | 64,061 | 36.8 | |
| 運転資金 | 106,835 | 62.3 | 110,012 | 63.1 | |
| 合 計 | 171,363 | 100.0 | 174,074 | 100.0 | |

預貸率

(単位:%)

| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | | |
|---------|----------|----------|--|--|
| 期末預貸率 | 40.65 | 41.01 | | |
| 期中平均預貸率 | 40.58 | 40.07 | | |

貸出金 (注) 1. 預貸率= <u>預金積金+譲渡性預金</u> × 100

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

(単位:朱 百万四 %)

| (单位:先、百万円 | | | | :先、百万円、%) | | |
|-----------------|----------|---------|--------|-----------|---------|--------|
| | 平成 28 年度 | | | 平成 29 年度 | | |
| | 貸出先数 | 貸出金残高 | 構成比 | 貸出先数 | 貸出金残高 | 構成比 |
| 製造業 | 571 | 15,425 | 9.00 | 589 | 15,925 | 9.14 |
| 農業、林業 | 23 | 216 | 0.12 | 23 | 435 | 0.24 |
| 漁業 | 1 | 15 | 0.00 | 1 | 12 | 0.00 |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | 2 | 57 | 0.03 | 3 | 51 | 0.02 |
| 建設業 | 864 | 18,329 | 10.69 | 889 | 18,219 | 10.46 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 30 | 571 | 0.33 | 29 | 544 | 0.31 |
| 情報通信業 | 14 | 290 | 0.16 | 15 | 227 | 0.13 |
| 運輸業、郵便業 | 80 | 2,876 | 1.67 | 81 | 3,089 | 1.77 |
| 卸売業、小売業 | 653 | 12,767 | 7.45 | 659 | 12,568 | 7.21 |
| 金融業、保険業 | 10 | 1,992 | 1.16 | 11 | 3,467 | 1.99 |
| 不動産業 | 285 | 16,848 | 9.83 | 322 | 18,486 | 10.61 |
| 物品賃貸業 | 18 | 298 | 0.17 | 19 | 196 | 0.11 |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 20 | 89 | 0.05 | 19 | 85 | 0.04 |
| 宿泊業 | 49 | 5,746 | 3.35 | 47 | 4,984 | 2.86 |
| 飲食業 | 178 | 2,240 | 1.30 | 186 | 1,933 | 1.11 |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 91 | 3,182 | 1.85 | 87 | 3,007 | 1.72 |
| 教育、学習支援業 | 9 | 136 | 0.07 | 10 | 138 | 0.07 |
| 医療、福祉 | 74 | 3,439 | 2.00 | 85 | 4,114 | 2.36 |
| その他のサービス | 326 | 8,634 | 5.03 | 339 | 8,481 | 4.87 |
| 小計 | 3,298 | 93,159 | 54.36 | 3,414 | 95,971 | 55.13 |
| 地方公共団体 | 20 | 24,066 | 14.04 | 22 | 25,728 | 14.77 |
| 個人 | 15,892 | 54,137 | 31.59 | 15,908 | 52,375 | 30.08 |
| 合 計 | 19,210 | 171,363 | 100.00 | 19,344 | 174,074 | 100.00 |

⁽注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(単位:百万円)

有価証券に関する指標

■有価証券期末残高・平均残高

(単位:百万円)

| 区分 | 平成 2 | 8 年度 | 平成 29 年度 | | |
|------------|---------|---------|----------|---------|--|
| 区 刀 | 期末残高 | 平均残高 | 期末残高 | 平均残高 | |
| 国債 | 33,937 | 34,874 | 30,711 | 32,560 | |
| 地方債 | 19,403 | 19,994 | 17,787 | 18,690 | |
| 社債 | 52,560 | 51,724 | 49,515 | 51,015 | |
| 株式 | 929 | 925 | 926 | 675 | |
| 外国証券 | 200 | 200 | 603 | 367 | |
| その他の 証券 | 7,547 | 5,913 | 9,849 | 9,453 | |
| 合 計 | 114,579 | 113,633 | 109,393 | 112,763 | |

■預証率

| 項 | į 🗏 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|---------------|-------------|----------|----------|
| 有価証券 | ķ(期末残高) (A) | 114,579 | 109,393 |
| 預 金 | 注(期末残高) (B) | 421,482 | 424,392 |
| 75=Tata (A/B) | | 27.18% | 25.77% |
| 預証率 | 期中平均 | 27.43% | 26.77% |

(注) 1. 預証率= 有価証券 預金積金+譲渡性預金 × 100

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

■有価証券の残存期間別残高

平成 28 年度 (単位: 百万円)

| | 科目 | 1年以下 | 1 年超 3 年以下 | 3 年超 5 年以下 | 5 年超 7 年以下 | 7 年超 10 年以下 | 10 年超 | 期間の定め の無いもの | 合 計 |
|---|-------|--------|---------------|---------------|---------------|----------------|--------|----------------|---------|
| 玉 | 債 | 4,885 | 2,923 | 8,156 | 9,205 | 1,197 | 7,569 | _ | 33,937 |
| 地 | 方債 | 3,501 | 3,216 | 808 | 2,157 | 7,574 | 2,145 | _ | 19,403 |
| 社 | 債 | 6,777 | 11,633 | 13,603 | 3,488 | 13,274 | 3,783 | _ | 52,560 |
| | 政府保証債 | 775 | 1,915 | 2,068 | 2,364 | 5,394 | _ | _ | 12,519 |
| | 公社公団債 | 1,199 | 901 | _ | 210 | 1,435 | 328 | _ | 4,076 |
| | 金融債 | 3,800 | 8,208 | 7,599 | _ | 205 | _ | _ | 19,812 |
| | 事業債 | 1,001 | 607 | 3,936 | 913 | 6,238 | 3,454 | _ | 16,152 |
| | 転換社債 | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ |
| 外 | ·国証券 | _ | _ | _ | _ | _ | 200 | _ | 200 |
| 株 | 式 | _ | _ | _ | _ | _ | _ | 929 | 929 |
| 投 | 資信託 | 1,670 | _ | 968 | 195 | 3,114 | _ | 1,404 | 7,354 |
| そ | の他の証券 | _ | _ | _ | _ | _ | _ | 193 | 193 |
| | 合 計 | 16,834 | 17,773 | 23,538 | 15,047 | 25,160 | 13,697 | 2,526 | 114,579 |

平成 29 年度 (単位: 百万円)

| | 科目 | 1年以下 | 1 年超 3 年以下 | 3 年超 5 年以下 | 5 年超 7 年以下 | 7年超 10年以下 | 10 年超 | 期間の定め の無いもの | 合 計 |
|---|---------|--------|---------------|---------------|---------------|--------------|--------|----------------|---------|
| 玉 | 債 | 2,203 | 2,842 | 12,204 | 3,003 | 1,182 | 9,273 | _ | 30,711 |
| 地 | 方債 | 2,704 | 1,009 | 599 | 5,039 | 5,036 | 3,397 | _ | 17,787 |
| 社 | 債 | 5,774 | 16,680 | 4,642 | 7,401 | 10,218 | 4,797 | _ | 49,515 |
| | 政府保証債 | 870 | 2,059 | 2,032 | 5,039 | 1,863 | _ | _ | 11,865 |
| | 公社公団債 | 900 | _ | _ | 517 | 925 | 328 | _ | 2,672 |
| | 金融債 | 3,802 | 11,199 | 1,198 | _ | 204 | _ | _ | 16,405 |
| | 事業債 | 200 | 3,421 | 1,412 | 1,844 | 7,225 | 4,468 | _ | 18,572 |
| | 転換社債 | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ |
| 外 | ·国証券 | _ | _ | _ | _ | 203 | 400 | _ | 603 |
| 株 | 式 | _ | _ | _ | _ | _ | _ | 926 | 926 |
| 投 | 資信託 | _ | 192 | 3,445 | _ | 4,618 | _ | 1,404 | 9,660 |
| そ | の他の証券 | _ | _ | _ | _ | _ | _ | 188 | 188 |
| | 合 計 | 10,682 | 20,724 | 20,892 | 15,445 | 21,260 | 17,868 | 2,519 | 109,393 |

■売買目的有価証券

該当ありません。

■満期保有目的の債券

(単位:百万円)

| | | | 平成 28 年度 | | | 平成 29 年度 | |
|--------|-----|--------------|----------|-------|--------------|----------|-----|
| | 種類 | 貸借対照表 計上額 | 時 価 | 差額 | 貸借対照表 計上額 | 時 価 | 差額 |
| | 国債 | 22,210 | 23,063 | 853 | 17,908 | 18,580 | 672 |
| 時価が貸借対 | 地方債 | 6,499 | 6,582 | 82 | 3,099 | 3,157 | 58 |
| 照表計上額を | 社債 | 20,597 | 20,753 | 156 | 15,598 | 15,681 | 83 |
| 超えるもの | その他 | _ | _ | _ | _ | _ | _ |
| | 小計 | 49,307 | 50,399 | 1,091 | 36,606 | 37,420 | 814 |
| | 国債 | _ | _ | _ | _ | _ | _ |
| 時価が貸借対 | 地方債 | _ | _ | _ | _ | _ | _ |
| 照表計上額を | 社債 | _ | _ | _ | _ | _ | _ |
| 超えないもの | その他 | 200 | 161 | △ 38 | 400 | 395 | △ 4 |
| | 小計 | 200 | 161 | △ 38 | 400 | 395 | △ 4 |
| 合 | 計 | 49,507 | 50,561 | 1,053 | 37,006 | 37,815 | 809 |

- (注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

 - 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

■その他有価証券

(単位:百万円)

| | | | 平成 28 年度 | | | 平成 29 年度 | |
|-----------------|-----|--------------|----------|-------|--------------|----------|-------|
| | 種類 | 貸借対照表 計上額 | 取得原価 | 差額 | 貸借対照表 計上額 | 取得原価 | 差額 |
| | 株式 | 655 | 544 | 110 | 603 | 504 | 98 |
| | 債券 | 42,639 | 41,383 | 1,255 | 46,576 | 45,361 | 1,214 |
| 貸借対照表計 | 国債 | 7,474 | 7,109 | 365 | 8,416 | 8,021 | 394 |
| 上額が取得原 価を超える | 地方債 | 10,892 | 10,584 | 307 | 11,450 | 11,163 | 286 |
| もの | 社債 | 24,272 | 23,689 | 582 | 26,709 | 26,176 | 533 |
| | その他 | 1,899 | 1,853 | 45 | 2,924 | 2,853 | 71 |
| | 小計 | 45,193 | 43,781 | 1,411 | 50,104 | 48,719 | 1,384 |
| | 株式 | 232 | 248 | △ 15 | 282 | 296 | △ 14 |
| | 債券 | 13,955 | 14,431 | △ 476 | 14,831 | 15,024 | △ 192 |
| 貸借対照表計 | 国債 | 4,252 | 4,462 | △ 210 | 4,386 | 4,464 | △ 78 |
| 上額が取得原価を超えない | 地方債 | 2,011 | 2,100 | △ 88 | 3,237 | 3,280 | △ 42 |
| もの | 社債 | 7,691 | 7,868 | △ 177 | 7,208 | 7,279 | △ 70 |
| | その他 | 5,648 | 6,105 | △ 456 | 7,127 | 7,791 | △ 663 |
| | 小 計 | 19,836 | 20,784 | △ 948 | 22,241 | 23,112 | △ 871 |
| 合 | 計 | 65,030 | 64,566 | 463 | 72,345 | 71,832 | 513 |

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 - 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
 - 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

■時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|------------|----------|----------|
| | 貸借対照表計上額 | 貸借対照表計上額 |
| 子会社・子法人等株式 | 20 | 20 |
| 非上場株式 | 21 | 21 |
| 合 計 | 41 | 41 |

⁽注) 子会社・子法人等株式及び非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握 することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

■金銭の信託

該当ありません。

■デリバティブ取引

金利関連取引・通貨関連取引・株式関連取引・ 商品関連取引・クレジットデリバティブ取引 該当ありません。

信用金庫法上の不良債権

■金融再生法開示債権とリスク管理債権の状況

法令に基づいて開示が義務付けられているものには、「金融再生法開示債権」と「リスク管理債権」があります。これらはいずれも、金融庁が公表している金融検査マニュアルおよび日本公認計士協会の実務指針などの枠組みに沿って実施される「自己査定」の結果に基づいて、該当債権を正確に検証して集計するものです。

金融再生法開示債権の状況

金融再生法施行規則第4条に定める以下の「債権区分」と債務者区分等の関係は次のとおりです。

(単位:百万円) 開示残高 保全額 保全率 引当率 区 担保・保証等によ 貸倒引当金 (b)/(a)(a) (b) (d)/(a-c)る回収見込額(c) (d) 平成28年度 17,780 14,804 7,048 7,755 83.26% 72.26% 金融再生法上の不良債権 平成29年度 6,297 7,189 81.18% 69.70% 16,612 13,487 平成28年度 8,577 8,577 3,727 4,849 100.00% 100.00% 破産更生債権及び これらに準ずる債権 7,571 平成29年度 7,571 2,925 4,646 100.00% 100.00% 平成28年度 8,619 5,968 3,108 2,859 69.24% 51.89% 危険債権 平成29年度 8,564 5,682 3,171 2,510 66.34% 46.55% 平成28年度 583 257 211 45 44.23% 12.37% 要管理債権 476 233 201 32 49.03% 平成29年度 11.69% 平成28年度 155,371 正常債権 平成29年度 158,993 平成28年度 173,151 合 計 平成29年度 175,605

①破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続開始の申し立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。債 務者区分の破綻先及び実質破綻先がこれらに該当します。

②危険債権

債務者が経営破綻の状態には至ってはいないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性が高い債権です。債務者区分の破綻懸念先が該当します。

③要管理債権

「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。

④正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題ない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

⑤「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計算しております。

リスク管理債権の状況

リスク管理債権は、信用金庫法に基づいて従来から開示しているもので「破綻先債権」、「延滞債権」、「3ヵ月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」の総称です。これは、主に債務者による元利金支払状況に着目した開示で貸出金のみの債権です。

(単位:百万円)

リスク管理債権の引当・保全状況

| 区分 | ` | 残 高 | 担保・保証 | 貸倒引当金 | 保全率 |
|--------------|----------|--------|-------|-------|---------|
| 破綻先債権 | 平成28年度 | 957 | 661 | 295 | 100.00% |
| 1次於元]貝惟 | 平成29年度 | 589 | 328 | 261 | 100.00% |
| 延滞債権 | 平成28年度 | 15,580 | 5,850 | 7,200 | 83.76% |
| 些/市頂惟 | 平成29年度 | 15,008 | 5,592 | 6,533 | 80.79% |
| 2 エロハトボ: 連連接 | 平成28年度 | 27 | 13 | 2 | 57.49% |
| 3ヵ月以上延滞債権 | 平成29年度 | 41 | 33 | 2 | 86.20% |
| 貸出条件緩和債権 | 平成28年度 | 555 | 198 | 43 | 43.57% |
| 貝山木汁核化貝惟 | 平成29年度 | 434 | 168 | 29 | 45.46% |
| | 平成28年度 | 17,120 | 6,723 | 7,542 | 83.32% |
| | 平成29年度 | 16,074 | 6,122 | 6,827 | 80.55% |

①破綻先債権

元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

- a. 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生 手続開始の申立てがあった債務者
- b. 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
- c. 破産法の規定による破産手続き開始の申立てがあった債務者
- d. 会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
- e. 手形交換所において取引停止処分を受けた債務者

②延滞債権

未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。

- a. 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
- b. 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
- ③3ヵ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

④貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

- ⑤なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
- ⑥「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- ②「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。
- ⑧保全率はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

■貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

貸倒引当金内訳 (単位:百万円)

| 項 目 | | 期首残高 | 当期増加額 | 当期洞 | 期末残高 | |
|---------------------------------------|----------|-------|-------|------|-------|-------|
| · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | = | 州日72同 | 当别恒加铁 | 目的使用 | その他 | 别个72同 |
| 一般貸倒引当金 | 平成 28 年度 | 217 | 142 | _ | 217 | 142 |
| 一放貝掛別日並 | 平成 29 年度 | 142 | 102 | _ | 142 | 102 |
| 個別貸倒引当金 | 平成 28 年度 | 8,223 | 7,711 | 470 | 7,752 | 7,711 |
| 他的其他为一本 | 平成 29 年度 | 7,711 | 7,160 | 181 | 7,529 | 7,160 |
| 合 計 | 平成 28 年度 | 8,440 | 7,853 | 470 | 7,969 | 7,853 |
| | 平成 29 年度 | 7,853 | 7,262 | 181 | 7,672 | 7,262 |

貸出金償却

(単位:千円)

| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|
| 貸出金償却 | 142,915 | 71,775 |

定量的開示事項

■自己資本の構成に関する事項

| | | | | (単位・日万円) |
|--|--------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 項 目 | 平成28年度 | 経過措置による 不算入額 | 平成29年度 | 経過措置による 不算入額 |
| コア資本に係る基礎項目 (1) | | | | |
| 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額 | 15,591 | | 16,798 | |
| うち、出資金及び資本剰余金の額 | 10,545 | | 10,525 | |
| うち、利益剰余金の額 | 5,213 | | 6,440 | |
| うち、外部流出予定額 (△) | 166 | | 166 | |
| うち、上記以外に該当するものの額 | △0 | | △0 | |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | 142 | | 102 | |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 | 142 | | 102 | |
| うち、適格引当金コア資本算入額 | _ | | _ | |
| 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | _ | | _ | |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | _ | | _ | |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | _ | | _ | |
| コア資本に係る基礎項目の額 (イ) | 15,734 | | 16,900 | |
| コア資本に係る調整項目 (2) | | | | |
| 無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額の合計額 | 36 | 24 | 43 | 10 |
| うち、のれんに係るものの額 | - | _ | _ | _ |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 | 36 | 24 | 43 | 10 |
| 繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額 | 10 | 7 | 3 | 0 |
| 適格引当金不足額 | _ | _ | _ | _ |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | _ | _ | _ | _ |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | _ | _ | _ | _ |
| 前払年金費用の額 | 139 | 93 | 220 | 55 |
| 自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。) の額 | _ | _ | _ | _ |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | _ | _ | _ | _ |
| 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 | _ | _ | _ | _ |
| 信用金庫連合会の対象普通出資等の額 | _ | _ | _ | _ |
| 特定項目に係る10パーセント基準超過額 | _ | _ | _ | _ |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | _ | _ | _ | _ |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | | _ | _ | _ |
| うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額 | _ | _ | _ | _ |
| 特定項目に係る15パーセント基準超過額 | _ | _ | _ | _ |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | _ | _ | _ | _ |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | _ | _ | _ | _ |
| うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額 | _ | _ | _ | _ |
| コア資本に係る調整項目の額 (ロ) 自己資本 | 187 | | 267 | |
| 自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ) | 15,547 | | 16,632 | |
| リスク・アセット等 (3) | 15,547 | | 10,032 | |
| | 127 257 | | 141.342 | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 | 137,257 △ 1,551 | | △ 1,569 | |
| うち、無形固定資産 | 24 | | 10 | |
| (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) うち、繰延税金資産 | 7 | | 0 | |
| うち、前払年金費用 | 93 | | 55 | |
| うち、他の金融機関等向けエクスポージャー | △ 1,676 | | △ 1,636 | |
| うち、上記以外に該当するものの額 | △ 1,070 – | | <u></u> ∠ 1,050 | |
| オペレーショナル・リスク相当額を8パーセントで除して得た額 | 9,964 | | 9.498 | |
| オペレーショナル・リスグ相当額を6ハーセントで味じて存た額 信用リスク・アセット調整額 | 5,504 — | | 7,470 | |
| 古用リスグ・アセット調整額 オペレーショナルリスク相当額調整額 | | | | |
| リスク・アセット等の額の合計額 (二) | 147,221 | | 150 940 | |
| | 14/,221 | | 150,840 | |
| 自己資本比率((ハ) / (二)) | 10.56% | | 11.02% | |
| 日山县平山平(1/1/ / 1/ / 1/ / | | 2の規定に基づき | | |

⁽注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

■自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

| | 平成2 | 8年度 | | 9年度 | |
|---|----------|---------|----------|---------|--|
| | リスク・アセット | 所要自己資本額 | リスク・アセット | 所要自己資本額 | |
| 信用リスクアセット・所要自己資本の額合計 | 137,257 | 5,490 | 141,342 | 5,65 | |
| ①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー | 138,742 | 5,549 | 142,863 | 5,71 | |
| 現金 | _ | _ | _ | | |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け | _ | _ | _ | | |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け | 47 | 1 | 36 | | |
| 国際決済銀行等向け | _ | _ | _ | | |
| 我が国の地方公共団体向け | _ | _ | _ | | |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け | 120 | 4 | 217 | | |
| 国際開発銀行向け | _ | _ | _ | | |
| 地方公共団体金融機構向け | 9 | 0 | 9 | | |
| 我が国の政府関係機関向け | 410 | 16 | 282 | 1 | |
| 地方三公社向け | _ | _ | _ | | |
| 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け | 34,375 | 1,375 | 35,213 | 1,40 | |
| 法人等向け | 35,212 | 1,408 | 37,374 | 1,49 | |
| 中小企業等向け及び個人向け | 31,728 | 1,269 | 33,507 | 1,34 | |
| 抵当権付住宅ローン | 9,007 | 360 | 8,472 | 33 | |
| 不動産取得等事業向け | 40 | 1 | 38 | | |
| 3ヵ月以上延滞等 | 4,381 | 175 | 4,084 | 16 | |
| 取立未済手形 | 17 | 0 | 23 | | |
| 信用保証協会等による保証付 | 1,287 | 51 | 1,313 | | |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 | _ | _ | _ | | |
| 出資等 | 1,634 | 65 | 2,045 | 3 | |
| 出資等のエクスポージャー | 1,634 | 65 | 2,045 | 3 | |
| 重要な出資のエクスポージャー | _ | _ | _ | | |
| 上記以外 | 20,470 | 818 | 20,245 | 80 | |
| 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に 該当するもの以外のものに係るエクスポージャー | 2,375 | 95 | 2,375 | Ğ | |
| 信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー | 3,328 | 133 | 3,157 | 12 | |
| 特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポー ジャー | 3,185 | 127 | 3,006 | 12 | |
| 上記以外のエクスポージャー | 11,581 | 463 | 11,706 | 46 | |
| ②証券化エクスポージャー | _ | _ | 1 | | |
| 証券化(オリジネーター) | _ | _ | _ | | |
| (うち再証券化) | _ | _ | _ | | |
| 証券化 (オリジネーター以外) | _ | _ | 1 | | |
| (うち再証券化) | _ | _ | _ | | |
| ③複数の資産を裏付とする資産 (所謂ファンド) のうち、個々の資産の把握が困難な資産 | _ | _ | 3 | | |
| ④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 | 124 | 4 | 66 | | |
| ⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経 週措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 | △ 1,676 | △ 67 | △ 1,636 | Δ (| |
| ⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額 | 60 | 2 | 42 | | |
| ⑦中央清算機関関連エクスポージャー | 5 | 0 | 0 | | |
| オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 | 9,964 | 398 | 9,498 | 37 | |
| 単体総所要自己資本額 (イ+ロ) | 147,221 | 5,888 | 150,840 | 6,03 | |

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け)を除く)においてリスク・ウェイトが 150%になったエクスポージャーのこ とです。
 - 4. 当金庫は基礎的手法によりオペレーショナルリスク相当額を算定しています。

<オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法>

粗利益 (直近3年間のうち正の値の合計額) ×15%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

■信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

| | | | | | | | | | (4 | 型: 日万円) |
|---------------------|---------|---------|---------|-----------------------------|---------|---------|------|-------|--------------|--------------|
| エクスポージャー | 信用リスク: | エクスポージー | ァー期末残高 | | | | | | | |
| 区分 地域区分 業種区分 | | | | ットメント及び バティブ以外の ランス取引 | 債 | 券 | デリバテ | ・ィブ取引 | 3カ月じ エクスポ | 人上延滞 ージャー |
| 期間区分 | 28年度 | 29年度 | 28年度 | 29年度 | 28年度 | 29年度 | 28年度 | 29年度 | 28年度 | 29年度 |
| 国内 | 453,867 | 455,849 | 173,151 | 175,605 | 113,915 | 108,280 | _ | - | 9,415 | 8,792 |
| 国外 | 200 | 600 | _ | _ | 200 | 600 | _ | _ | _ | _ |
| 地域別合計 | 454,067 | 456,449 | 173,151 | 175,605 | 114,115 | 108,880 | _ | _ | 9,415 | 8,792 |
| 製造業 | 22,471 | 23,759 | 16,181 | 16,764 | 6,289 | 6,994 | _ | _ | 1,030 | 991 |
| 農業、林業 | 338 | 550 | 338 | 550 | _ | _ | _ | _ | 17 | 13 |
| 漁業 | 16 | 13 | 16 | 13 | _ | _ | _ | _ | _ | _ |
| 鉱業、採石業、 砂利採取業 | 58 | 51 | 58 | 51 | _ | _ | _ | _ | _ | _ |
| 建設業 | 20,071 | 20,196 | 19,871 | 19,996 | 200 | 200 | _ | _ | 489 | 531 |
| 電気、ガス、 熱供給、水道業 | 3,760 | 5,378 | 613 | 582 | 3,147 | 4,796 | _ | _ | _ | 5 |
| 情報通信業 | 500 | 939 | 291 | 227 | 209 | 412 | _ | _ | 4 | 32 |
| 運輸業、郵便業 | 8,222 | 7,712 | 3,013 | 3,252 | 5,109 | 4,360 | _ | _ | 573 | 550 |
| 卸売業、小売業 | 14,120 | 14,119 | 13,671 | 13,370 | 449 | 749 | - | _ | 561 | 419 |
| 金融業、保険業 | 170,026 | 173,663 | 2,037 | 3.511 | 21,000 | 17,800 | ı | _ | 37 | 4 |
| 不動産業 | 18,687 | 20,340 | 18,286 | 19,939 | 401 | 401 | ı | _ | 1,806 | 1,536 |
| 物品賃貸業 | 301 | 199 | 301 | 199 | _ | 1 | ı | _ | _ | - |
| 各種サービス | 736 | 93 | _ | _ | 23 | 23 | _ | _ | _ | _ |
| 学術研究、専門・ 技術サービス業 | 149 | 136 | 149 | 136 | _ | _ | _ | _ | _ | 0 |
| 宿泊業 | 5,897 | 5,039 | 5,897 | 5,039 | _ | - | _ | _ | 2,392 | 2,385 |
| 飲食業 | 2,767 | 2,477 | 2,767 | 2,477 | _ | - | _ | _ | 305 | 272 |
| 生活関連サービ ス業、娯楽業 | 3,433 | 3,298 | 3,433 | 3,298 | _ | - | _ | _ | 326 | 278 |
| 教育、学習支援業 | 173 | 173 | 173 | 173 | _ | _ | _ | - | _ | _ |
| 医療、福祉 | 3,741 | 4,460 | 3,741 | 4,460 | _ | _ | _ | _ | 20 | 1 |
| その他のサービス | 9,809 | 9,614 | 9,809 | 9,614 | _ | ı | - | _ | 439 | 491 |
| 国·地方公共団体 等 | 95,358 | 89,979 | 24,067 | 25,798 | 69,126 | 62,096 | _ | _ | _ | _ |
| 個人 | 48,372 | 46,097 | 48,372 | 46,097 | _ | _ | _ | _ | 1,408 | 1,275 |
| その他 | 25,051 | 28,301 | 58 | 49 | 8,158 | 11,044 | _ | - | _ | _ |
| 業種別合計 | 454,067 | 456,449 | 173,151 | 175,605 | 114,115 | 108,880 | _ | - | 9,415 | 8,792 |
| 1年以下 | 165,756 | 187,091 | 38,317 | 38,715 | 17,130 | 10,667 | _ | - | | |
| 1年超3年以下 | 60,374 | 40,988 | 13,983 | 14,350 | 17,690 | 20,638 | _ | _ | | |
| 3年超5年以下 | 45,112 | 42,639 | 21,397 | 21,396 | 23,415 | 21,243 | _ | _ | | |
| 5年超7年以下 | 32,977 | 32,594 | 18,114 | 17,521 | 14,863 | 15,073 | | _ | | |
| 7年超10年以下 | 51,783 | 50,357 | 26,685 | 27,070 | 24,698 | 21,137 | - | _ | | |
| 10年超 | 63,995 | 69,263 | 47,597 | 49,062 | 13,898 | 17,701 | _ | _ | | |
| 期間の定めの ないもの | 34,068 | 33,514 | 7,058 | 7,491 | 2,419 | 2,418 | | _ | | |
| 残存期間別合計 | 454,067 | 456,449 | 173,151 | 175,605 | 114,115 | 108,880 | _ | - | | |

[|] 残存期間別合計 | 454,067 | 456,449 | 173,151 | (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

^{2. 「3}ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

^{3.} 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

^{4.} CVA リスクおよび中央清算期間関連エクスポージャーは含まれておりません。

^{5.} 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

口. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

本誌38ページの「貸倒引当金の期末残高及び期中の増減」と同一内容のため、省略しております。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

| | | | | | 個別貸倒 | 明当金 | | | | | \-T-I | |
|---------------------|-------|-------|-------|-------|---------|------------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| | | | | | | ·—— 当期》 | 或少額 | | | | 貸出会 | 金償却 |
| | 期首 | 残高 | 当期增 | 動額 | 目的使用その他 | | その他 | | 期末 | 残高 | | |
| | 28年度 | 29年度 | 28年度 | 29年度 | 28年度 | 29年度 | 28年度 | 29年度 | 28年度 | 29年度 | 28年度 | 29年度 |
| 製造業 | 551 | 565 | 564 | 388 | 48 | 16 | 502 | 548 | 565 | 388 | 81 | 17 |
| 農業、林業 | 12 | 4 | 4 | 1 | 9 | 2 | 3 | 2 | 4 | 1 | _ | 1 |
| 漁業 | _ | - | - | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ |
| 鉱業、採石業、 砂利採取業 | _ | _ | _ | _ | _ | - | _ | _ | _ | _ | _ | _ |
| 建設業 | 335 | 292 | 292 | 274 | 43 | 54 | 292 | 237 | 292 | 274 | 11 | 4 |
| 電気、ガス、 熱供給、水道業 | - | - | - | _ | _ | _ | - | _ | _ | _ | _ | _ |
| 情報通信業 | - | 1 | 1 | 8 | _ | _ | _ | 1 | 1 | 8 | _ | _ |
| 運輸業、郵便業 | 108 | 103 | 103 | 91 | - | - | 108 | 103 | 103 | 91 | _ | _ |
| 卸売業、小売業 | 262 | 299 | 300 | 276 | 9 | 29 | 252 | 269 | 301 | 276 | 8 | 20 |
| 金融業、保険業 | _ | - | _ | _ | | _ | ı | - | _ | _ | _ | _ |
| 不動産業 | 1,139 | 991 | 988 | 858 | 99 | 13 | 1,040 | 977 | 988 | 858 | _ | 2 |
| 物品賃貸業 | _ | _ | _ | _ | - | _ | - | _ | _ | _ | _ | _ |
| 各種サービス | 170 | 60 | 59 | 58 | 112 | _ | 57 | 60 | 60 | 58 | _ | _ |
| 学術研究、専門・ 技術サービス業 | _ | _ | _ | 5 | _ | _ | _ | _ | _ | 5 | _ | _ |
| 宿泊業 | 2,045 | 2,051 | 2,051 | 2,020 | _ | _ | 2,045 | 2,051 | 2,051 | 2,020 | _ | _ |
| 飲食業 | 252 | 116 | 99 | 115 | 87 | _ | 164 | 116 | 100 | 115 | 15 | _ |
| 生活関連サー ビス業、娯楽業 | 228 | 214 | 213 | 179 | 23 | _ | 204 | 214 | 214 | 179 | 22 | _ |
| 教育、学習支援業 | - | - | _ | | _ | _ | _ | _ | | _ | _ | _ |
| 医療、福祉 | 1 | 1 | _ | 1 | | _ | 1 | 1 | _ | 1 | _ | _ |
| その他のサービス | 2,142 | 2,120 | 2,120 | 2,102 | - | _ | 2,142 | 2,120 | 2,120 | 2,102 | _ | 8 |
| 国·地方公共団体等 | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ |
| 個人 | 969 | 886 | 903 | 773 | 37 | 63 | 931 | 822 | 904 | 773 | 4 | 15 |
| 合 計 | 8,219 | 7,709 | 7,709 | 7,157 | 470 | 181 | 7,749 | 7,527 | 7,709 | 7,157 | 142 | 71 |

⁽注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

| | | | | (| | | | |
|------------|------------|---------|--------|---------|--|--|--|--|
| 告示で定める | エクスポージャーの額 | | | | | | | |
| リスク・ウェイト区分 | 平成2 | 8年度 | 平成2 | 9年度 | | | | |
| (%) | 格付適用あり | 格付適用なし | 格付適用あり | 格付適用なし | | | | |
| 0% | _ | 99,881 | _ | 97,543 | | | | |
| 10% | _ | 4,005 | _ | 2,718 | | | | |
| 20% | 5,499 | 172,252 | 4,199 | 176,786 | | | | |
| 35% | _ | 25,313 | _ | 23,953 | | | | |
| 50% | 10,097 | 7,776 | 13,296 | 6,761 | | | | |
| 75% | _ | 70,009 | _ | 72,255 | | | | |
| 100% | 500 | 55,987 | 800 | 55,135 | | | | |
| 150% | _ | 1,929 | _ | 2,199 | | | | |
| 200% | _ | 502 | _ | 422 | | | | |
| 250% | _ | 312 | _ | 378 | | | | |
| 合 計 | | 454,067 | | 456,449 | | | | |

^{2.} 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

⁽注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

^{3.} コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、 CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。



■信用リスク削減手法に関する事項

信用リスクに削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

| | 信用リスク削減手法 | 適格金融資産担保 | | 保 証 | | クレジット・デリバティブ | |
|----|------------------------|----------|--------|--------|--------|--------------|------|
| ポ- | ートフォリオ | 28年度 | 29年度 | 28年度 | 29年度 | 28年度 | 29年度 |
| 信用 | 用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー | 10,480 | 10,896 | 34,412 | 34,336 | _ | _ |
| | ①ソブリン向け | _ | - | - | - | _ | - |
| | ②金融機関向け | _ | - | - | - | _ | - |
| | ③法人等向け | 3,357 | 3,433 | 3,325 | 2,649 | _ | - |
| | ④中小企業等・個人向け | 6,803 | 7,145 | 31,078 | 31,645 | _ | - |
| | ⑤抵当権付住宅ローン | 311 | 308 | - | - | _ | - |
| | ⑥不動産取得等事業向け | _ | _ | _ | _ | _ | _ |
| | ⑦3ヵ月以上延滞等 | 8 | 9 | 8 | 40 | _ | _ |

⁽注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

■派生商品取引及び長期決済機関取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫では、本事項に該当するものはございません。

■証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫では、本事項に該当するものはございません。

■出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

| | | | , | THE . LIVIN | |
|--------|--------------|-------|--------------|-------------|--|
| | 平成2 | 8年度 | 平成29年度 | | |
| 区分 | 貸借対照表 計上額 | 時 価 | 貸借対照表 計上額 | 時 価 | |
| 上場株式等 | 1,860 | 1,860 | 2,205 | 2,205 | |
| 非上場株式等 | 2,182 | 2,182 | 2,182 | 2,182 | |
| 合 計 | 4,042 | 4,042 | 4,388 | 4,388 | |

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 - 2. 上場株式等には、投資信託等の裏付け資産のうち出資等に該当するものを一括計上しております。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

| | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-------|--------|--------|
| 売 却 益 | 59 | 90 |
| 売 却 損 | _ | 10 |
| 償 却 | 0 | _ |

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

| | 亚世20左座 | 平成29年度 |
|------|--------|--------|
| 評価損益 | 127 | 116 |

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

当金庫では、本事項に該当するものはございません。

■金利リスクに関する事項

| | 平成28年度 | 平成29年度 |
|--|--------|--------|
| 金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショック値に対する 損益・経済価値の増減額 | 1,851 | 2,725 |

- (注) 1. 銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの (例えば、貸出金、有価証券、預金等) が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫では、1パーセンタイル値と 99 パーセンタイル値による金利ショックとして銀行勘 定の金利リスクを算出しております。
 - 2. 要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、普通預金等の額の50%相当額を1~4年の期間に均等に振り分けて(平均2.5年)リスク量を算定しております。
 - 3. 銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定しております。 銀行勘定の金利リスク(2,725百万円) =運用勘定の金利リスク量(3,720百万円) +調達勘定の金利リスク量(△994百万円)

定性的開示事項

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、地域のお客様からお預かりしている普通出資金、信金中央金庫が引受けた非累積的永久優先出資金、資本剰余金及び利益準備金により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

| 発行主体 | 山梨信用金庫 | 信金中央金庫 |
|--------------------------|----------|----------|
| 資本調達手段の種類 | 普通出資 | 非累積的優先出資 |
| コア資本に係る基礎項 目の額に算入された額 | 4,045百万円 | 6,300百万円 |

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率の状況について、国内基準の4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。

なお、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる 収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益に よる資本の積上げを第一主義的な施策として考えております。

3. 信用リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務内容の悪化などにより、当金 庫の資産の価値が減少ないし消滅し、損失を被るリスクのこと をいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の下、与信管理の基本的な理念や、手続き等を明示した「信用リスク管理要領」に則り、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しております。

信用リスクの評価につきましては、当金庫は小口多数の推進によるリスク分散のほか、与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別、業種別、さらには過度な与信集中によるリスクの抑制のために、大口与信先の管理を毎月開催しているALM委員会で検討するなど、さまざまな角度からの分析に注力しております。また、信用リスクの計量化に向けては、信用格付制度の導入等インフラ整備を含めた整備を進めております。以上、信用リスク管理の状況や重要事項については、常勤役員会で協議・検討を行うとともに、必要に応じて理事会に対して報告する態勢を整備しております。個別案件の審査・与信管理におきましては、審査部門と営業推進部門を分離し、相互に牽制が働く体制としております。さらに、経営陣による審査会を定期的に開催し、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範等を明示した「クレジットポリシー」に則り協議検討しております。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準書」及び「資産の償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先ともに(優良)担保・保証等を除いた未保全額に対して、貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて計算するなど、債務者の支払能力を総合的に勘案し必要と認められる額を計上しております。なお、それぞれの結果については、監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

ロ. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は次の4つの機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- \cdot スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービシズ(S&P)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・株式会社格付情報センター (R&I)
- ·株式会社日本格付研究所 (JCR)

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針 及び手続きの概要

当金庫はリスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の 悪化などにより受ける損失(信用リスク)を軽減するために、取引 先によっては、不動産担保や信用保証協会による保全措置を講 じております。ただし、これはあくまでも保全的措置であり、資 金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さ まざまな角度から判断を行っております。また、判断の結果、担 保または保証が必要な場合には、お客様への充分な説明とご理 解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めて おります。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「融資事務取扱規程」及び「不動産担保評価事務取扱要領」等により、適切な事務取扱及び適正な評価を行っております。また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、金庫が定める「事務取扱規程」等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、上場株式、保証として信用保証協会、しんきん保証基金、その他未担保預金等が該当いたします。そのうち保証に関する信用度の評価については、信用保証協会は政府保証と同様、しんきん保証基金は金融機関エクスポージャーとして適格格付機関が付与している格付けにより判定しております。また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5. 派生商品取引及び長期決済機関取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫では、本事項に該当するものはございません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する 不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、 第三者に売却して流動化をすることを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては、オリジネーターとしての証券化取引は行っておりません。また、当金庫が証券化取引を行う場合には、有価証券投資の一環で投資家として証券化取引を行っております。

リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価および適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてALM委員会、常勤役員会に諮り、適切なリスク管理に努めております。

また、証券化商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定める「余裕資金運用規程」等に基づき、適正な運用・管理を行っております。

一方、オリジネーター業務については、現在取扱はありません。

ロ. 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

ハ. 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、日本会計士協会の 「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っ ております。

二. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する 適格格付機関は次の4つの機関を採用しております。なお、投資 の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービシズ(S&P)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・株式会社格付情報センター (R&I)
- ·株式会社日本格付研究所 (JCR)

7. 出資その他これに類するエクスポージャー又は 株式等エクスポージャーに関するリスク管理の 方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたる ものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株 式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャー ファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。

リスクの認識については、当金庫が定める「市場関連リスク管理要領」等に基づき、時価評価及び各リスクファクターごとのリスク量を把握するとともに、運用状況について定期的に経営陣に報告するなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計 士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処 理を行っております。

8. オペレーショナル・リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動若 しくはシステムが不適切であること、または、外生的な事象によ り損失が発生しうる危険をいい、事務リスク、システムリスクの ほか、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各 リスクが含まれます。

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「極小化すべきリスク」であると認識し、各リスク管理主管部署ならびに担当部署からの報告に基づき、リスク管理の統括部署である常勤役員会において、重要な事項について協議し、必要に応じ理事会に付議・報告を行っております。

事務リスク管理においては、常に事務リスク発生の危険性を把握し、規程や事務取扱要領等の指導を図るとともに、各種研修会や会議等を通じて厳正な事務処理の徹底を図っております。

また、お客様から寄せられた苦情や日々の業務の中で発生した事務ミスについて、適正に把握・一元管理し原因分析や改善策の検討を行い再発防止に役立てるとともに事務水準の向上に努めております。

システムリスク管理においては、経営方針、経営計画に従い、当金庫の情報資産保護のための管理体制を整備し、保護されるべき情報資産の範囲や管理すべきリスク、管理体制、万一、コンピューターシステムに障害が発生した場合のシステム対応等について「システムリスク管理要領」に定め管理態勢の強化に努めております。

その他のリスクについては、お客様相談窓口の設置による苦情に対する適切な対応、個人情報および情報セキュリティの強化、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など顧客保護の観点を重視した管理態勢の整備に努めております。

ロ. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する 手法

当金庫は基礎的手法を採用しております。

9. 金利リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動に伴い保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクのことをいいますが、当金庫では、 定期的にリスク量の計測を行い、適宜、対応を講じる態勢として おります。

具体的には、銀行勘定のリスクについて、一定の金利ショックを想定した場合のリスク量を計測し、定期的あるいは必要に応じALM委員会、常勤役員会で協議・検討するなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

ロ. 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスク の算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

- ・計 測 手 法: GPS (グリット・ポイント・センシビリティ) 方式
- ・コ ア 預 金:流動性預金(当座、普通、貯蓄等)について、① 過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流 出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の 50%相当額のうち、最小の額を上限とし、満期 を5年以内(平均2.5年)とする。
- ・金利ショック: 1パーセンタイル値と99パーセンタイル値による 金利ショック
- ・計 測 対 象:預貸金、有価証券、預け金、その他の金利感応 資産・負債
- ・リスク計測の頻度: 月次(前月末基準)

10. 連結の範囲に関する事項等

当金庫には、子会社として富士ビジネスサービス株式会社があります。山梨信用金庫グループとして連結された財務諸表は、連結財務諸表規則第5条第2項で規定される重要性の原則により、作成しておりません。このため連結財務諸表を基礎とする諸指標は算出しておりませんが、連結自己資本比率についてのみ「平成18年金融庁告示第21号」に準じて算出しております。

各種経営指標については山梨信用金庫単体のものをご参照く ださい。

山梨信用金庫グループの主要な事業の内容

当金庫、子会社1社で構成され、信用金庫業務を中心に、事務処理代行業務などのサービスを提供しております。

山梨信用金庫グループの事業系統図

山梨信用金庫 一―― 子会社 一―― 富士ビジネスサービス株式会社(事務処理代行業務)

■子会社等の状況

| 会社名 | 所在地 | 主要業務内容 | 設立年月日 | 資本金 (百万円) | 当金庫 議決権比率 | 子会社等の 株式の所有割合 |
|----------------|--------------|--------------|----------|--------------|--------------|------------------|
| 富士ビジネスサービス株式会社 | 甲府市中央1-12-36 | 物品販売・金庫用途品管理 | 平成5年3月2日 | 20 | 100.0% | _ |

■連結自己資本比率

当金庫では、子会社は当信用金庫グループの財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいと認められるため、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、子会社の富士ビジネスサービス株式会社との連結自己資本比率は下記のとおりであります。

| 野産化係ら基限用目 (1) 15.592 16.799 16.799 16.799 79.86 | | | | | (+12.07) |
|---|--|---------|----|----------|----------|
| 15.592 16.799 35. 出海投資が開発を必要 | 項目 | 平成28年度 | | 平成29年度 | |
| 59. 出角金及灯資本物)金の例 | コア資本に係る基礎項目 (1) | | | | |
| 59. 出角金及灯資本物)金の例 | 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額 | 15.592 | | 16.799 | |
| 55. 利益報合金の類 | | | | | |
| 55. 外部地子疾病 (2) | | | | | |
| □ 55. 上記以外に返過するものの他の担当業別権又は評価・損害差離等 □ 55. 加熱経算が機能に戻るもののの触 □ 7 | | - | | -, | |
| フラカ、大田・ | | | | | |
| うち、超極解解解整度 - < | | | | | |
| □ ファネは、「「「「「「「」」」」 | | _ | | | |
| □ プロスト (| | _ | | | |
| 142 103 102 102 102 102 103 1 | | | | | |
| 35. 一般有例引出金コア資本等入形面 | | | | | |
| うち、路格引出金コア解本類入類 | | | | | |
| 海州日海 大瀬田 | | 142 | | 102 | |
| 公勢機能に必須なの増加に残する間番を制じて保行された権を到達行的の事のうち、コア資本に係る種類目の部に含まれる類 上地形質的を上門的音節的等・構造的姿態的が多に少した思言を認めらまって発生を多種項目の部に含まれる類 | | _ | | _ | |
| 土地田市館北川田市館市館の建築師師の建物的の連動が2番から1、丁宮本に係る最初目の館に含まれる額 | | - | | _ | |
| 技会配株主所分のうち、経過相關によりフ育食べに係る基礎利目の際に含まれる館 | 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | _ | | _ | |
| ファ資本に係る静極項目の館 (4) 15,735 16,902 77 16,902 77 16,902 77 16,902 77 16,902 77 16,902 77 16,902 77 16,902 77 16,902 77 16,902 77 16,902 77 16,902 77 16,902 77 16,902 77 16,902 77 16,902 77 16,902 77 16,902 77 17,003 78 16,902 77 17,003 78 16,902 77 17,003 78 16,902 77 17,003 78 16,902 77 17,003 78 17,003 | 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | _ | | _ | |
| 日本に移る調整項目 (2) 10 10 10 10 10 10 10 1 | 非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | _ | | _ | |
| 日本に移る調整項目 (2) 10 10 10 10 10 10 10 1 | コア資本に係る基礎項目の額 (イ) | 15,735 | | 16,902 | |
| 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額の合計額 36 24 43 10 55 のれん反びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの額 55 のれん反びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 36 24 43 10 諸疑税金資産(一時業異に係るものを除く。) の額 10 7 3 0 0 3巻付当金大区額 | コア資本に係る調整項目 (2) | | | | |
| 55. のTALAに係るものの額 - | | 36 | 24 | 43 | 10 |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 | | _ | _ | _ | |
| 接近投金資産 (一時発異に係るものを除く。) の顔 | | 36 | 2/ | //3 | 10 |
| 勝名51当金不足額 | | | | | |
| 正好に認引に伴い増加した自己資本に相当する額 | | | | | |
| 会債の的価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 139 93 220 55 132 93 220 55 132 93 220 55 132 93 220 55 132 93 220 55 132 93 220 55 132 93 220 55 132 93 220 55 132 93 220 55 132 93 220 55 132 93 220 55 132 93 220 132 93 220 55 132 93 132 93 220 55 132 93 132 93 220 55 132 93 132 93 220 132 93 155 132 132 132 132 93 132 93 155 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 | | | | | |
| 理験合作に係る資産の館 139 93 220 55 目 | | | _ | | |
| 自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。) の額 | | | - | | |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | | | | | |
| 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 | | | | | |
| 信用金庫連合会の対象普通出資等の額 | | | _ | | |
| 特定項目に係る10パーセント基準配過額 | | - | _ | _ | |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | | | _ | | |
| うち、緑近松金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額 | 特定項目に係る10パーセント基準超過額 | _ | _ | _ | _ |
| うち、緑延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額 | うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | _ | _ | _ | _ |
| 特定項目に係る15パーセント基準超過額 - | うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | _ | _ | _ | - |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額 | _ | _ | _ | _ |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | 特定項目に係る15パーセント基準超過額 | _ | _ | _ | _ |
| うち、 | | _ | _ | _ | _ |
| うち、緑延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額 | | _ | _ | _ | |
| コア資本に係る調整項目の額 (ロ) 187 267 自己資本 自己資本の額((イ) - (ロ) (ハ) 15,548 16,634 リスク・アセット等 (3) | | _ | _ | _ | _ |
| 自己資本 自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ) 15,548 16,634 リスク・アセット等 (3) 137,237 141,322 信用リスク・アセットの額の合計額 137,237 141,322 うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 △ 1,551 △ 1,568 うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) 24 10 うち、退職給付に係る資産 7 0 うち、しの金融機関等向けエクスポージャー △ 1,676 △ 1,635 うち、上記以外に該当するものの額 - - オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 9,862 9,437 信用リスク・アセット調整額 - - オペレーショナルリスク相当額調整額 - - リスク・アセット等の額の合計額 (二) 147,099 150,669 連結自己資本比率 147,099 150,669 | | 187 | | 267 | |
| 自己資本の額 ((イ) - (□)) (ハ) 15,548 16,634 | | 107 | | 207 | |
| リスク・アセット等 (3) 信用リスク・アセットの額の合計額 137,237 141,322 うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 △ 1,551 △ 1,568 うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) 24 10 うち、練証税金資産 7 0 うち、建職給付に係る資産 93 55 うち、他の金融機関等向けエクスポージャー △ 1,676 △ 1,635 うち、上記以外に該当するものの額 - - オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 9,862 9,437 信用リスク・アセット調整額 オンーショナルリスク相当額調整額 | | 15.549 | | 16.624 | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 137,237 141,322 うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 △ 1,551 △ 1,568 うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 △ 1,551 △ 1,568 10 うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) 24 10 うち、繰延税金資産 93 55 うち、他の金融機関等向けエクスポージャー △ 1,676 △ 1,635 うち、上記以外に該当するものの額 | | 15,548 | | 10,034 | |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 △ 1,551 △ 1,568 うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) 24 10 うち、繰延税金資産 7 0 うち、退職給付に係る資産 93 55 うち、他の金融機関等向けエクスポージャー △ 1,676 △ 1,635 うち、上記以外に該当するものの額 - - オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 9,862 9,437 信用リスク・アセット調整額 - - オペレーショナル・リスク相当額調整額 - - リスク・アセット等の額の合計額 (二) 147,099 150,669 連結自己資本比率 147,099 150,669 | | 127.00 | | 144 222 | |
| うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) 24 10 うち、線延税金資産 7 0 うち、退職給付に係る資産 93 55 うち、他の金融機関等向けエクスポージャー △ 1,676 △ 1,635 うち、上記以外に該当するものの額 - - オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 9,862 9,437 信用リスク・アセット調整額 - - オペレーショナル・リスク相当額調整額 - - リスク・アセット等の額の合計額 (二) 147,099 150,669 連結自己資本比率 | | | | | |
| うち、線延税金資産 7 0 うち、退職給付に係る資産 93 55 うち、他の金融機関等向けエクスポージャー △ 1,676 △ 1,635 うち、上記以外に該当するものの額 - - オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 9,862 9,437 信用リスク・アセット調整額 - - オペレーショナルリスク相当額調整額 - - リスク・アセット等の額の合計額 (二) 147,099 150,669 連結自己資本比率 147,099 150,669 | | | | | |
| うち、退職給付に係る資産 93 55 うち、他の金融機関等向けエクスポージャー △ 1,676 △ 1,635 うち、上記以外に該当するものの額 - - オペレーショナル・リスへ相当額の合計額を8%で除して得た額 9,862 9,437 信用リスク・アセット調整額 - - オペレーショナルリスク相当額調整額 - - リスク・アセット等の額の合計額 (二) 147,099 150,669 連結自己資本比率 - - - | | | | | |
| うち、他の金融機関等向けエクスポージャー △ 1,676 △ 1,635 うち、上記以外に該当するものの額 - - オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 9,862 9,437 信用リスク・アセット調整額 オペレーショナルリスク相当額調整額 リスク・アセット等の額の合計額 - - リスク・アセット等の額の合計額 (二) 147,099 150,669 連結自己資本比率 - - | | | | | |
| うち、上記以外に該当するものの額 - - オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 9,862 9,437 信用リスク・アセット調整額 - - オペレーショナルリスク相当額調整額 - - リスク・アセット等の額の合計額 (二) 147,099 150,669 連結自己資本比率 - - | | | | | |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 9,862 9,437 信用リスク・アセット調整額 - - オペレーショナルリスク相当額調整額 - - リスク・アセット等の額の合計額 (二) 147,099 150,669 連結自己資本比率 | うち、他の金融機関等向けエクスポージャー | △ 1,676 | | △ 1,635 | |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 9,862 9,437 信用リスク・アセット調整額 - - オペレーショナルリスク相当額調整額 - - リスク・アセット等の額の合計額 (二) 147,099 150,669 連結自己資本比率 | うち、上記以外に該当するものの額 | _ | | _ | |
| 信用リスク・アセット調整額 - - オペレーショナルリスク相当額調整額 - - リスク・アセット等の額の合計額 (二) 147,099 150,669 連結自己資本比率 - - | | 9.862 | | 9.437 | |
| オペレーショナルリスク相当額調整額 - - リスク・アセット等の額の合計額 (二) 147,099 150,669 連結自己資本比率 | | - | | -,, | |
| リスク・アセット等の額の合計額 (二) 147,099 150,669 連結自己資本比率 | | _ | | _ | |
| 連結自己資本比率 | | 1/7 000 | | 150.660 | |
| | | 147,033 | | 150,009 | |
| Figure 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | | 10 560/ | | 11 0 40/ | |
| 在加口スチャルナー(ソリ、ノー) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | | | | |

⁽注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし 自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

信用金庫法第89条 (銀行法第21条準用) に基づく開示項目

| 1 | 수库の柳沢┰スメႷႷႷに問するカに担ばるまで | 5 | | 永左供証券に関する投 標 | P35 |
|----|----------------------------------|-------------------|----|-------------------------------------|----------|
| ١. | 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項 (1)事業の組織 | ₹ P12 | | ④有価証券に関する指標 イ.有価証券の残存期間別残高 | P35 |
| | , , | P12 | | 1. 有個証券の残存期間が残局 口. 有価証券の種類別の平均残高 | |
| | (2) 理事及び監事の氏名及び役職名 | | | | |
| | (3) 会計監査人の氏名又は名称 | P26 | 4 | ハ.預証率の期末値及び期中平均値 | |
| | (4) 事務所の名称及び所在地 | P22 | 4. | 金庫の事業の運営に関する次に掲げる事項 | D4.4 |
| ۷. | 金庫の主要な事業の内容 | P13 | | (1) リスク管理の体制 | P14 |
| 3. | 金庫の主要な事業に関する事項 | 5.0 | | (2) 法令遵守の体制 | P16 |
| | (1) 直近の事業年度における事業の概況 | P2 | | (3) 中小企業の経営の改善及び | |
| | (2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況 | P32 | | 地域の活性化のための取組の状況 | P6 |
| | ①経常収益 | | | (4) 金融 ADR 制度への対応 | P16 |
| | ②経常利益又は経常損失 | | 5. | 金庫の直近の2事業年度における財産の状 | 況 |
| | ③当期純利益又は当期純損失 | | | (1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金 | |
| | ④出資総額及び出資総口数 | | | 処分計算書 | P25 |
| | ⑤純資産額 | | | (2) 貸出金のうち次に掲げるものの額 | |
| | ⑥総資産額 | | | 及びその合計額 | P37 |
| | ⑦預金積金残高 | | | ①破綻先債権に該当する貸出金 | |
| | ⑧貸出金残高 | | | ②延滞債権に該当する貸出金 | |
| | 9有価証券残高 | | | ③三ヵ月以上延滞債権に該当する貸出会 | Ž |
| | ⑩単体自己資本比率 | | | ④貸出条件緩和債権に該当する貸出金 | |
| | ⑪出資に対する配当金 | | | (3) 自己資本の充実の状況について | |
| | ⑫職員数 | | | 金融庁長官が別に定める事項 | P39 |
| | (3) 直近の 2 事業年度における事業の状況 | P32 | | (4) 次に掲げるものに関する取得時価 | |
| | ①主要な業務の状況を示す指標 | P32 | | 及び評価差額 | |
| | イ.業務粗利益及び業務粗利益率 | | | ①有価証券 | P36 |
| | 口. 資金運用収支、役務取引等収支、 | | | ②金銭の信託 | P36 |
| | 及びその他業務収支 | | | (5) 貸倒引当金の期末残高及び | |
| | ハ.資金運用勘定並びに資金調達勘 | | | 期中の増減額 | P38 |
| | 定の平均残高、利息、利回り及 | | | (6) 貸出金償却の額 | P38 |
| | び資金利鞘 | | | (7) 金庫が法第38条の2第3項の規定に | |
| | 二 . 受取利息及び支払利息の増減 | | | 基づき貸借対照表、損益計算書及び | |
| | 木. 総資産経常利益率 | | | 剰余金処分計算書又は損失金処理計算書 | = |
| | ②預金に関する指標 | P33 | | について会計監査人の監査を受けている | _ |
| | イ. 流動性預金、定期性預金、譲渡性 | . 00 | | 場合にはその旨 | P26 |
| | 預金、その他の預金の平均残高 | | 6 | 報酬等に関する事項であって、 | . 20 |
| | 口. 固定金利定期預金、変動金利定 | | 0. | 金庫の業務の運営又は財産の状況に | |
| | 期預金及びその他の区分ごとの | | | 重要な影響を与えるものとして | |
| | 定期預金の残高 | | | 金融庁長官が別に定めるもの | P31 |
| | ③貸出金等に関する指標 | P34 | | | , , , |
| | イ.手形貸付、証書貸付、当座貸越 | , J- 1 | | | |
| | 及び割引手形の平均残高 | | | | |
| | スロ割り子がの十岁残局 ロ. 固定金利及び変動金利の区分ご | | | | |
| | 山・山心並が及り 友判並がり込力 し | | | | |



との貸出金の残高

債務保証見返額 二. 使途別の貸出金残高

の総額に占める割合 へ. 預貸率の期末値及び期中平均値

ハ. 担保の種類別の貸出金残高及び

ホ.業種別の貸出金残高及び貸出金



Symbol Mark



山梨の誇る名水。その透き通る水 滴に映る、青い空と二筋の白い雲。 二筋の雲は勢いよく上方へ伸びな がら、互いに交じり合い、山梨信用 金庫の「y」を形作っています。 これは、お客様と私たちの未来へ 向かうコミュニケーションを表し、 透明な水滴はクリーンなイメージ を、また、清々しいブルーは若さと、 新しい力を表現しております。

〒400 - 0032 甲府市中央1-12-36 http://www.yamasin.jp/

お問い合わせは 経営戦略部 TEL: 055(225)0213









